

輪之内町国土強靱化地域計画

岐阜県輪之内町

令和8年3月

目次

資料編	1
1 施策分野ごとの脆弱性評価結果	1
2 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果.....	17
3 起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針	36

資料編

1 施策分野ごとの脆弱性評価結果

(1) 交通・物流	
主な施策	担当課
<p>緊急輸送道路等の道路ネットワークの確保</p> <p>○広域的な代替ルートとしての機能を確保する必要がある。東海環状自動車道の関広見 IC～山県 IC 間及び大野神戸 IC～大垣西 IC 間などの開通や東海北陸自動車道の白鳥 IC～飛驒清見 IC 間の四車線化の完成により、災害直後から有効に機能する道路ネットワークの強化が図られているものの、未だミッシングリンクや暫定二車線区間が存在している。</p> <p>○広域のかつ大規模な災害の際に道路インフラの被災により医療施設や広域防災拠点、町役場等へ到達できず、救助・救急活動や災害対応に支障が生じる事態を回避するため、引き続き緊急輸送道路ネットワーク上の道路整備、橋梁耐震対策等の整備を進めていく必要がある。</p> <p>○災害発生後においても地域社会・経済が迅速に再建・回復できるよう、各地域の復旧・復興に必要な道路として、主要な骨格幹線道路ネットワークの整備や緊急輸送道路ネットワークを確保する必要がある。</p>	建設課
<p>運輸・交通事業者の災害対応力強化</p> <p>○広域的な緊急輸送等を確保すべく、町と事業者団体等との間で、緊急・救援輸送に関する協定を締結し、大規模災害時における緊急・救援輸送への対応や早急な運行再開が図られるよう取組を進める必要がある。</p>	総務危機管理課
<p>道路啓開の迅速な実施</p> <p>○緊急輸送道路沿いの民有地樹木の伐採を推進するとともに、発災時に道路啓開計画に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と連携した訓練を継続的に実施する必要がある。</p>	総務危機管理課 建設課
(2) 国土保全	
主な施策	担当課
<p>河川構造物・砂防施設等の長寿命化対策</p> <p>○河川構造物は平成 25 年度に「岐阜県河川インフラ長寿命化計画」を策定し、その取組を進めている。浸水被害を回避または最小限に抑えるためには、河川構造物が確実に稼働するよう機能を維持することが求められる。近年の気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴う大水害や治</p>	建設課

主な施策	担当課
<p>水安全度が低い県管理河川の水害の頻発化に備え、治水施設が洪水時に町民の生命はもとより財産や暮らしを水害から守るよう、河川構造物が確実に機能するよう航空レーザによる計画的な維持管理を実施するとともに、適宜、長寿命化計画の見直しを行い、老朽化が著しい構造物の更新や予防保全型の維持管理を効率的かつ効果的に推進する必要がある。</p>	
<p>河川構造物の耐震化</p> <p>○排水機場や樋門等、数多くの河川管理施設を管理しているが、大規模な地震等による河川構造物の機能不全に伴う二次災害の発生に備えるため、耐震化を進め、社会への影響度によって求められる性能を確保する必要がある。</p> <p>○広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れないようにするため、排水機場や樋門等、河川管理施設の耐震化を進め、社会への影響度によって求められる性能を確保する必要がある。</p>	<p>総務危機 管理課 建設課</p>
<p>総合的な水害対策の推進</p> <p>○洪水時の円滑な避難のため、町にて作成した洪水ハザードマップの改定及び公表を行い、住民の防災意識を向上させるなど、避難体制を整備する必要がある。</p> <p>○平成 29 年の水防法改正により要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援する必要がある。</p> <p>○気候変動適応法に基づき、自然的社会的状況に応じた気候変動適応計画の策定に努める必要がある。</p>	<p>総務危機 管理課</p>
<p>○小学校の「総合的な学習の時間」を活用した防災に関する学習や、水辺でのイベントを通じた防災啓発などの防災教育を進め、水害・防災への意識を深めていく必要がある。</p>	<p>教育課</p>

(3) 農林水産	
主な施策	担当課
<p>農業水利施設の老朽化対策</p> <p>○安定した食料供給に向け、引き続き基幹的農業水利施設の長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する必要がある。</p>	<p>農業振興課 建設課</p>
<p>農地・農業水利施設等の適切な保全管理</p> <p>○農地が有する保水効果などの国土保全機能を維持するため、担い手の育成や継続的な営農活動を行う集落等を支援するとともに、地域の活動組</p>	<p>農業振興課</p>

主な施策	担当課
織が主体となった農地や農業水利施設等を保全管理する取組を支援する必要がある。	
都市農村交流の推進 ○都市農村交流の推進を図るため、地域間連携やグリーン・ツーリズム実践者の受入体制の強化、関係機関との連携など、民間ならではの新たな取組がより一層行われるよう支援する必要がある。	農業振興課

(4) 都市・住宅／土地利用	
主な施策	担当課
住宅・建築物等の耐震化・防火対策の促進 ○地震発生時における電気火災防止に効果的な感震ブレーカーの普及に向けた取組を推進する必要がある。	総務危機管理課
○住宅・建築物の耐震化に向けた取組を推進する必要がある。	建設課
空家対策の推進 ○大規模災害発生時の空家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、県等と連携して「輪之内町空家等対策計画」に基づき空家の利活用や除却を進めるとともに、空家所有者への意識啓発や相談体制の整備等、総合的な空家対策を推進する必要がある。	建設課
帰宅困難者対策の推進 ○平時から企業等の協力により従業員に周知するよう働きかけるとともに、BCPの策定の支援等を通じて、帰宅困難になった従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことや、必要な物資の備蓄等を促す必要がある。また、地図やラジオによる情報提供の支援等が受けられるよう町内のコンビニエンスストアとの協定締結等により、帰宅困難者を支援する必要がある。	総務危機管理課
避難所の防災機能・生活環境の向上 ○避難所を安心して利用できるよう災害特性に応じた配置状況の点検、耐震対策、非常用電源設備や備蓄倉庫の整備など防災機能の強化を促進する必要がある。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策をはじめ乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等の多様な利用者に配慮した環境整備を促進する必要がある。	総務危機管理課

主な施策	担当課
<p>堤防上の防災拠点の設置</p> <p>○国土交通省と協働し、堤防決壊や災害が発生した場合の災害復旧活動の拠点として、水防センターやヘリポート、緊急用資材を備蓄するための防災拠点を設置する必要がある。</p>	<p>総務危機 管理課</p>
<p>被災住宅への支援</p> <p>○被災住宅からの土砂撤去、屋根等の応急修理について災害ボランティア等との連携を強化するとともに、被害の状況に応じて災害救助法、被災者生活再建支援法や県の被災者生活・住宅再建支援制度を速やかに適用し被災者の生活再建を支援する必要がある。また、町における被災者支援システムの運用を通じて被害認定調査と罹災証明書発行業務を迅速に行う必要がある。</p>	<p>総務危機 管理課</p>
<p>○被災住宅から撤去された土砂を含んだ災害廃棄物や市街地から撤去された土砂等について、国の助成制度の活用による円滑な運搬、分別処理体制の確保を図る必要がある。</p>	<p>総務危機 管理課 住民環境課</p>
<p>応急住宅の円滑かつ迅速な供給</p> <p>○建設型応急住宅については、県と連携し必要戸数分の建設可能用地の確保及び供給能力等の把握をすることや、木造応急住宅の建設訓練を実施し、災害後の迅速な建設体制を整備する必要がある。賃貸型応急住宅については、円滑に提供できるよう、マニュアルを整備し制度の周知と実施体制の強化を図る必要がある。</p>	<p>総務危機 管理課</p>
<p>文化財の保護対策の推進</p> <p>○地域の文化財を適切に保存し後世へ継承するため、防災・防犯対策の徹底、大規模災害に備えた老朽化対策や、耐震調査・耐震補強等への支援、また、後世への継承や資料の一元管理を図るため、文化財の資料・写真などをデジタルデータとして収集しアーカイブ化を進める必要がある。</p>	<p>教育課</p>
<p>農地・農業水利施設等の適切な保全管理（再掲）</p> <p>※計画2ページ「(3) 農林水産」に記載のとおり。</p>	<p>農業振興課</p>

(5) 保健医療・福祉	
主な施策	担当課
<p>社会福祉施設等におけるエネルギー確保</p> <p>○社会福祉施設等の非常用自家発電設備の整備を促すとともに、最低3日間分の食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄を行うよう促す必要がある。</p>	<p>総務危機管理課 健康こども課 福祉介護課</p>

主な施策	担当課
<p>社会福祉施設等への支援</p> <p>○災害時の福祉・介護分野における人材派遣等、広域的な緊急支援について、町内の福祉団体、有識者、行政関係者間で検討し、支援体制の整備を図る必要がある。</p>	<p>総務危機管理課 福祉介護課</p>
<p>○社会福祉施設等の防災体制の整備と応援協力体制の確立については、定期的な監査等を通じ、概ね体制整備されている。今後も現状にあわせた防災計画の見直しやBCP策定、連携体制の強化に努めるよう支援・指導する必要がある。</p>	<p>総務危機管理課</p>
<p>避難所環境の充実</p> <p>○要配慮者が安心して避難生活を送れるようにするため、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や「スフィア基準」の考え方に加え、大規模災害時の教訓等も踏まえ、輪之内町避難所運営マニュアルを適宜見直す必要がある。</p> <p>○避難所の運営が円滑に行われるよう、平時から自主防災組織や町内防災士等を対象に避難所設置訓練を行い、「共助」の取組を推進する必要がある。</p>	<p>総務危機管理課</p>
<p>○避難所における防犯体制の確保や、感染症の発生・蔓延を防ぐための衛生・防疫体制の整備を図る必要がある。</p>	<p>総務危機管理課 健康こども課 (保健センター)</p>
<p>○ペット同行避難者の受入れに係る規定の整備や避難所運営訓練の実施促進を図る必要がある。</p>	<p>総務危機管理課 住民環境課</p>
<p>福祉避難所の運営体制確保</p> <p>○町において福祉避難所が指定されているが、地域における指定箇所、福祉避難所運営マニュアル等の策定や訓練の実施について充実・強化を図る必要がある。</p>	<p>総務危機管理課</p>
<p>災害時健康管理体制の整備</p> <p>○発災初動における保健所と町の役割分担、関係機関等との連携体制について、具体的行動レベルでの共有・イメージ化など、平常時の準備の充実を図るべく、平時から関係機関等と連携した健康管理体制を構築する必要がある。</p>	<p>総務危機管理課 健康こども課 (保健センター)</p>
<p>避難所の防災機能・生活環境の向上（再掲）</p> <p>※計画3ページ 「(4) 都市・住宅／土地利用」に記載のとおり。</p>	<p>総務危機管理課</p>

(6) 産業	
主な施策	担当課
事業継続体制の構築に向けた支援 ○町内企業の BCP 策定支援や中小企業等が策定する「事業継続力強化計画」の策定支援を行い、企業等の災害への対策強化を推進する必要がある。 ○企業内への BCP 定着を推進するため、BCP 策定後の事業者を対象とした運用後のフォローアップを行う必要がある。	総務危機 管理課 企画財政 商工課
観光地等の風評被害防止対策の推進 ○大規模災害発生時に報道等で本町が被災していると繰り返し取り上げられることにより、被災していない地域まで被災しているとの風評被害が発生する可能性があることから、国内外に正確な情報を発信するとともに、タイミングを見極めながらプロモーション支援等の適切な対応を実施する必要がある。	総務危機 管理課

(7) ライフライン・情報通信	
主な施策	担当課
道路啓開の迅速な実施（再掲） ※計画 1 ページ 「(1) 交通・物流」に記載のとおり。	総務危機 管理課 他
上下水道施設の耐震化の推進 ○町における水道施設については、更なる耐震化の促進が必要である。既存の水道施設の耐震化への取組が遅れているため、水道施設における耐震化の現状を周知し、特に、医療機関及び避難所などの重要給水施設の敷設管路の耐震化を計画的・集中的に実施していく必要がある。 ○上水道施設（取水施設・浄水施設・配水場）の被害により断水が発生した場合には、近隣の市町村と連携した給水車等による応急給水体制を確保する必要がある。また、（公社）日本水道協会における被災時の応急復旧、応急給水の支援体制が円滑に実施されるよう必要な調整を行う必要がある。 ○下水道の地震対策は、汚水処理施設については耐震化されているものの、被災した際の被害を最小限に留めるため、関係機関との応援体制の確保、資材の備蓄、緊急時対応マニュアルに基づく防災訓練などのソフト対策を進める必要がある。また、下水道施設については、管路は耐震化されているがマンホールの浮上対策が行われていないため、避難所などの重要施設に接続される管路のマンホールの浮上対策（耐震化）を計画的に促進する必要がある。	建設課

主な施策	担当課
<p>下水道における業務継続体制の整備</p> <p>○大規模地震発生後に必要な業務を的確に行うため、平成 28 年熊本地震を受けて改訂された下水道 BCP 策定マニュアル等を踏まえ、下水道 BCP をブラッシュアップする必要がある。</p>	建設課
<p>総合的な大規模停電対策の推進</p> <p>○暴風等に伴う倒木による停電発生を未然に防止するため、町、電気事業者及び県関係部局が連携して事業計画を作成し、危険樹木の事前伐採を効果的かつ効率的に推進する必要がある。</p>	総務危機 管理課 建設課
<p>○町（避難所を含む）、医療機関や社会福祉施設等が備蓄・保有する非常用発電機の数量、規格、燃料補給体制などについて総点検を行うとともに、電源車や非常用発電機の配備、燃料の供給に関する電気事業者、災害時協定締結団体等との連携を強化し、停電が長期化した際にも代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを整備する必要がある。</p> <p>○平時からの電気事業者とのホットラインなど「顔の見える」関係を構築するとともに、停電発生に備えた県災害対策本部への情報連絡員の派遣、早期復旧を図るための被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画の共有及び連携方策、電源車の配備等について、電気事業者との協定締結により連携・協力体制を強化する必要がある。</p> <p>○自動車メーカー・販売店との協定を締結し、停電時における電源確保方策の一環として電気自動車等の活用を図るとともに、情報通信事業者との連携により公共施設や避難所における携帯電話等充電用資機材を確保する必要がある。</p> <p>○停電時の住民の不安や混乱を軽減するため、電気事業者、県、町は、相互に連携して多様な情報伝達手段を活用してきめ細かな情報発信を行う必要がある。</p>	総務危機 管理課
<p>情報通信事業者の災害対応力強化</p> <p>○情報通信インフラについては、中継伝送路の冗長化・多ルート化や通信ビルの耐震化等ネットワークの信頼性向上を推進しているところであるが、災害時に備え、避難施設等及び帰宅困難者の一時避難場所等における早期通信手段確保のための特設公衆電話の事前設置を県と調整・連携の上、計画的に推進する必要がある。</p> <p>○災害時の通信途絶を迅速に復旧するため、平時から「顔の見える」関係を構築し、被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画を共有するなど、県や関係機関との連携体制の強化を図る必要がある。</p>	総務危機 管理課

主な施策	担当課
<p>ガス事業者の災害対応力強化</p> <p>○災害時にガス供給を迅速に復旧するため、平時から「顔の見える」関係を構築し、被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画を共有するなど、県や関係機関との連携体制の強化を図る必要がある。</p>	<p>総務危機 管理課</p>

(8) 行政機能	
主な施策	担当課
<p>住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化</p> <p>○住民主体での避難行動を促進するため、町の運営する住民向け一斉メール配信システムの普及を図るほか、岐阜県の提供する「岐阜県総合防災ポータル」や「岐阜県川の防災情報」、「ぎふ川と道のアラームメール」の更なる周知を進める必要がある。また、具体的な災害リスクを認知するためのハザードマップの普及促進、警戒レベルなど直感的に把握可能な表現による避難情報発令、ローカル・メディアと連携したきめ細かな情報提供、SNS を活用した情報発信など情報伝達を強化する必要がある。</p>	<p>総務危機 管理課 企画財政 商工課</p>
<p>○消防団等との重要水防箇所の巡視等を実施し、氾濫発生等が予想される箇所についての現地確認体制を確認する必要がある。また、氾濫発生を確認した際の管轄土木事務所等への連絡体制を再徹底する必要がある。</p> <p>○町の防災行政無線について、長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するとともに、更新時期等を勘案した機能強化の検討を進める必要がある。あわせて、万一停止した際の広報車による巡回広報など代替手段を確保する必要がある。また、民間の衛星通信機器をはじめとするデジタル等新技术を用いた代替手段についても検討する必要がある。</p> <p>○外国人向け情報提供手段として、フェイスブック等 SNS を活用し、避難情報の多言語化及び情報発信方法の整備等を進める必要がある。</p> <p>○音声による 119 番通報が困難な聴覚・言語機能障がい者が円滑に消防への通報が行えるよう、スマートフォン等から画面入力等により通報する「Net119 緊急通報システム」の周知を図る必要がある。</p>	<p>総務危機 管理課</p>
<p>○町での意思疎通支援事業の実施等により平時における聴覚障がい者への意思疎通支援の充実を図る必要がある。</p>	<p>総務危機 管理課 福祉介護課</p>

主な施策	担当課
<p>防災情報通信システムの維持管理</p> <p>○町において防災行政無線（同報系・移動系）を整備しており、引き続き災害時において確実に運用できるよう維持管理を行う必要がある。</p>	総務危機管理課
<p>支援物資の供給等に係る防災拠点機能の強化</p> <p>○平成30年度に公表された内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査を踏まえ、災害発生時における円滑な運営が図られるよう県等と連携した実動訓練を実施する必要がある。</p> <p>○各協定締結団体と連携した輸送訓練の実施を検討し、必要に応じて物資の受援計画や広域物資輸送拠点の運営マニュアルを策定するとともに、必要な資機材を整備する必要がある。</p>	総務危機管理課
<p>非常用物資の備蓄促進</p> <p>○家庭等における備蓄について、最低3日分以上の備蓄が奨励されていることから、防災タウンミーティングや出前講座などの機会を通じ、自主的な備蓄の促進に向けた啓発に取り組むとともに、非常用物資の備蓄や、民間企業等と連携した備蓄体制の強化を促進する必要がある。</p>	総務危機管理課
<p>災害対応力強化のための資機材整備</p> <p>○災害用装備資機材の配備増強、更新を図るとともに、更新された機器、新たに配備された機器について、職員の使用方法の習熟を図る必要がある。</p> <p>○大規模災害発生時に、消防団による人命救助、行方不明者の捜索等の救助活動が迅速かつ的確に行われるよう、救助活動用資機材の整備及び使用方法の習熟を図る必要がある。</p>	総務危機管理課
<p>消防団員、水防団員等人材の確保・育成</p> <p>○消防団員の確保環境が一段と厳しさを増している中、消防団、企業等の意見を踏まえながら効果的な確保対策を検討するとともに、基本団員の確保に加え、大規模災害団員をはじめとした機能別消防団員の拡充、消防職団員OBや女性、学生、外国人など多様な人材の活用などの方策を推進する。また、消防団員の処遇改善を進める必要がある。</p>	総務危機管理課
<p>災害初動対応力の強化/情報収集や被災者支援等に向けた災害対応策等の高度化</p> <p>○総合防災訓練において県と連携した訓練を実施する必要がある。</p> <p>○災害対応に従事する町職員の対応力を高めるため、ドローンや情報連絡員用タブレットなど新たな資機材の導入を検討するとともに、その活用方法の確認を含めた訓練または研修を実施し、職員による操作手順の習</p>	総務危機管理課

主な施策	担当課
<p>熟を図ることで、被災状況を早期に把握できる体制を確保する必要がある。</p> <p>○罹災証明書発行業務など応急復旧業務に従事する職員について、平時から研修・訓練を行う必要がある。</p> <p>○大規模災害発生時に、県等に対し円滑に職員の応援要請が行えるような体制づくりについて検討する必要がある。</p>	
<p>切れ目のない被災者生活再建支援</p> <p>○町において各種支援施策、支援窓口（民間ボランティアやNPO等を含む）、具体的な手続き方法、留意点などを盛り込んだガイドブックの作成やワンストップ窓口の設置などにより、被災者が被災直後から生活再建に至るまでの各フェーズに応じた切れ目のない支援が受けられる取組を促進する必要がある。</p> <p>○災害発生時の被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度の実施に必要な罹災証明書の交付の円滑化を図るため、住家被害調査員育成研修へ参加する必要がある。</p>	<p>総務危機 管理課</p>
<p>庁舎等の防災拠点機能の確保</p> <p>○庁舎は昭和59年度に建築され老朽化のため、平成26年度に大規模改修を実施し、災害対応の中核拠点として機能できるよう、防災対策本部室を設置等した。今後はさらなる庁舎の防災拠点機能を整備する必要がある。</p>	<p>総務危機 管理課</p>
<p>業務継続体制の整備</p> <p>○被災時に備え、非常時優先業務の選定、職員の安否・参集状況の確認体制等について、引き続き維持する必要がある。</p>	<p>総務危機 管理課</p>
<p>情報システム部門の業務継続体制の整備</p> <p>○情報システム部門の業務継続計画の実効性を高めていくため、継続的に周知、訓練、スキルアップを行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるよう点検を行う必要がある。また、高可用性を求める情報システムについては、外部データセンターやクラウドサービスの利用を図っていく必要がある。</p>	<p>総務危機 管理課 企画財政 商工課</p>
<p>災害時における食料供給体制の確保</p> <p>○民間企業等と協定を締結し、災害時に必要な食料等生活必需物資の調達や、米の備蓄と迅速な供給を行うなどの体制を構築しており、今後も、非常時に備え、引き続き体制を維持する必要がある。</p>	<p>総務危機 管理課</p>

主な施策	担当課
原子力災害対策の推進 ○放射性物質が環境へ放出された場合、UPZ 及び UPZ 外においては、緊急時の環境放射線モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベルと照らし合わせ、必要な防護措置を実施する必要がある。	総務危機管理課
受援体制・広域連携の強化 ○災害時の広域応援体制の強化や広域避難の検討、帰宅困難者対策など広域的に取り組むべき課題について、県、県内市町村等との連携の強化を図る必要がある。	総務危機管理課
復興事前準備・事前復興の推進 ○被災後には早期の復興まちづくりが求められることから、地域の特性に応じた復興事前準備に取り組み、復興まちづくりを計画的に進めることができるようにする必要がある。 ○大規模災害からの復興に際して必要となる各種手続き等について、実際の運用事例やその判断基準を整理し、災害復旧を効率的・効果的に行うための取組・手順等について、事前に整理検討する必要がある。	総務危機管理課

(9) 環境	
主な施策	担当課
災害廃棄物対策の推進 ○災害廃棄物の迅速な処理を行うためには、災害発生直後の速やかな仮置場の設営及び管理、県及び県内市町村等との連絡調整や、国や近隣県との広域的な連携・応援体制を含んだ町の災害廃棄物処理計画の実効性を保つ必要がある。このため、災害を想定した演習及び研修会を実施し、災害廃棄物処理体制の強化を図る必要がある。	住民環境課
有害物質対策の検討 ○アスベストや化学物質等の有害物質の飛散・流出対策については、届出や検査など現行法に基づく対応に留まっていることから、大規模災害発生時に迅速な対応をするための課題を整理・検討する必要がある。	総務危機管理課 住民環境課
原子力災害対策の推進（再掲） ※計画 11 ページ 「(8) 行政機能」に記載のとおり。	総務危機管理課
河川に流出したごみ等の撤去 ○河積を阻害している流木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図る取組にあわせて、災害発生時に流出したごみを適正に撤去・処分するな	建設課 住民環境課

主な施策	担当課
どにより河川環境の保全を図る必要がある。	

(10) リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成	
主な施策	担当課
<p>住民主体での避難対策の強化</p> <p>○風水害に備え、住民一人ひとりが自らの災害リスクを我が事として捉え、予め避難のタイミングと手順を定める「災害・避難カード」を作成する取組を推進し、住民主体での適時・適切な避難行動につなげる必要がある。また、デジタル版「災害・避難カード」について広く住民に普及させる取組を展開する必要がある。</p> <p>○現在公表している洪水ハザードマップについて、平成27年の水防法改正により想定最大規模の降雨に対応したものではあるが、今後も必要に応じて改定を行う必要がある。</p> <p>○南海トラフ地震臨時情報について住民への周知を図り認知度を高めるとともに、同情報が発表された際に適切な防災対応がとれるよう普及啓発を行う必要がある。あわせて、臨時情報（巨大地震警戒）の発表に備え、事前に避難が必要な地域に居住する住民等を対象にとるべき行動の理解を深める必要がある。</p>	総務危機管理課
<p>防災教育の推進</p> <p>○住民総ぐるみで自助と共助の底上げを図るため、過去の災害を知る、ハザードマップを確認する、地域の防災訓練に参加するなど具体的な目標を盛り込んだ新たな行動計画を定め、「災害から命を守る岐阜県民運動」を子どもから高齢者まで全ての世代を対象として展開する必要がある。また、運動への参加を促す方策として、家庭、自主防災組織など地域、学校、企業等を単位とした「防災宣言」の推進や優れた防災活動に対する表彰制度について検討する必要がある。</p>	総務危機管理課
<p>○地震に対する事前の備え等について周知を図るため、住民向けにわかりやすい防災啓発資料を作成するとともに、地震ハザードマップを作成する必要がある。</p>	総務危機管理課
<p>○「自らの命は自らが守る」という自助の意識を醸成するため、こども園や小中学校などにおいて、毎年、命を守る訓練とあわせ地域の災害リスクや災害時にとるべき避難行動の理解促進等を図る防災教育を実施する必要がある。</p>	健康こども課教育課

主な施策	担当課
<p>○防災教育を学校の実情に応じた実効性のあるものとするため、各学校の課題に応じた専門家、関係機関による指導を行うとともに、こども園保育教諭を対象とした研修講座等、防災に関する研修を実施する必要がある。</p>	
<p>要配慮者支援の推進</p> <p>○平成30年7月豪雨では、全国的に在宅高齢者への避難支援の重要性が浮き彫りとなった。これを踏まえ、一人暮らしの高齢者や障がい者など避難行動要支援者の逃げ遅れを防ぐため、避難行動要支援者への支援に係るシステムの運用を行い、要支援者名簿を警察や消防機関等へ事前に提供する取組に加え、自治会や社会福祉協議会、ケアマネジャー等と連携した取組などの優良事例集を示すなどにより、避難支援を行う者や方法、避難場所、避難経路などを定めた個別計画策定を進める必要がある。</p>	<p>総務危機 管理課 福祉介護課</p>
<p>防災人材の育成</p> <p>○防災士等の地域で活躍できる防災人材の育成を推進するとともに、育成した人材が自主防災組織等と連携を深めそれぞれの地域で活躍できる機会の創出を促進する必要がある。</p> <p>○町内防災士の組織化を目指し、令和2年度に設立した「輪之内町防災士連絡協議会」の加入防災士を増加させる必要がある。</p>	<p>総務危機 管理課</p>
<p>○外国人向けの防災啓発講座を開催するとともに、地域で活躍できる外国人防災リーダーの育成を検討する必要がある。</p>	<p>総務危機 管理課</p>
<p>コミュニティ活動の担い手養成</p> <p>○災害時に「共助」の力を発揮するためにも、平時からのコミュニティの活力維持を図る必要があることから、県と連携し、地域毎の状況や地域の抱える課題に即した講座を実施し、地域づくり活動を実践できる人材を養成する必要がある。</p> <p>○地域のコミュニティでの様々な活動と防災活動を組み合わせること等により、災害による被害を予防し、軽減するための自主防災組織の育成・活動を促進する必要がある。</p>	<p>総務危機 管理課</p>
<p>建設業の担い手育成・確保</p> <p>○地域の復旧・復興の中心となる建設業を担う人材の育成・確保を図るため、施工時期の平準化、週休2日制の導入や現場環境の改善等を進めるほか、ICTの活用による生産性向上等により魅力ある労働環境を整備し、あわせて技術力・生産性向上を目的とした研修、現場見学会など担い手</p>	<p>建設課</p>

主な施策	担当課
確保につながる魅力発信等を行うことで、将来にわたって希望と誇りを持てる建設業の確立を支援する必要がある。	
総合的な水害対策の推進（再掲） ※計画2ページ 「(2) 国土保全」に記載のとおり。	総務危機 管理課
災害から命を守る啓発運動の推進 ○町民総ぐるみで「自助」や「互助」、「共助」の力を最大限に発揮できるようにするためには、適宜、アンケート調査等の実施により、防災意識・知識の理解度も確認しながら、「過去の災害を知る防災教育の実施」「ハザードマップの周知」「地域の防災訓練への参加促進」などといった様々な取組を推進することが重要となる。このため、町だけでなく県や消防、警察、自衛隊、医療、福祉などの防災に関わる全ての関係機関が連携し、令和6年能登半島地震での支援経験等も活かした実効性のある啓発運動となるよう、関係者一丸となって取り組む必要がある。	総務危機 管理課

(11) 官民連携	
主な施策	担当課
支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化 ○生活必需物資や医療救護、緊急救援など災害時における応援協定を各分野で締結しており、引き続き新たな協定締結先の検討を進める必要がある。また、災害時において確実に活動できるよう、各協定締結団体と平時からの「顔の見える」関係を構築し、実践的な共同訓練を行う必要がある。	総務危機 管理課
救出救助に係る連携体制の強化 ○救出救助に係る関係機関の連携体制を強化するため、自衛隊、警察、消防等の関係機関及び民間事業者等が相互に連携した実践的な救出救助訓練を実施する必要がある。	総務危機 管理課
災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成 ○大規模災害発生時に個人ボランティアやNPO等による災害時の被災地支援活動が効果的に行われるよう、行政、社会福祉協議会、NPO・災害ボランティア団体等が連携・協働していくための情報共有会議を設置し、ボランティアの受入体制を整備する必要がある。そのため、市町村及び市町村社会福祉協議会を含め、関係機関との意見交換や研修・訓練などを通じて、平時からの「顔の見える」関係づくりを進め、多様な主体との連携・協働を図っていく必要がある。	総務危機 管理課 福祉介護課

主な施策	担当課
○大規模災害時における迅速かつ継続的な支援に備えるため、災害ボランティアセンターの運営支援などを担う災害ボランティア支援職員を養成する必要がある。	
道路啓開の迅速な実施（再掲） ※計画 1 ページ 「(1) 交通・物流」に記載のとおり。	総務危機 管理課 他

(12) メンテナンス・老朽化対策	
主な施策	担当課
公共施設等の維持管理 ○公共建築物等の老朽化対策については、維持補修等必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、「輪之内町公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的な維持管理・更新を行う必要がある。	企画財政 商工課 建設課
道路施設の維持管理 ○高度経済成長期以降に整備した橋梁などの道路施設の高齢化が進行していることから、「岐阜県道路施設維持管理指針」に基づき、引き続き計画的な点検、補修等を実施する必要がある。 ○平成 26 年度実施した路面液状調査結果及び令和元年度に策定した橋梁長寿命化計画に基づき、道路（21005 号線ほか道路舗装補修）・橋梁の点検・補修等を実施する必要がある。	建設課
情報収集手段の多様化 ○平成 30 年 7 月豪雨では、立ち入りが困難な場所において被災状況の把握などにドローンの活用が有効であったことから、目視確認が困難な施設の調査等においてもドローンを活用し、調査の効率化と安全性の向上を図る必要がある。	総務危機 管理課
河川構造物・砂防施設等の長寿命化対策（再掲） ※計画 1 ページ 「(2) 国土保全」に記載のとおり。	建設課

(13) デジタル等新技術活用	
主な施策	担当課
防災・減災データの提供推進 ○町 HP において、「揺れやすさマップ」や「洪水ハザードマップ」の公開を行っているが、そのほか県等のポータルサイトとのリンクを構築するなど、より使いやすいデータの提供を進める必要がある。	総務危機 管理課

主な施策	担当課
<p>被災住宅への支援（再掲）</p> <p>※計画 4 ページ 「(4) 都市・住宅／土地利用」に記載のとおり。</p>	<p>総務危機 管理課 他</p>
<p>避難所環境の充実（再掲）</p> <p>※計画 5 ページ 「(5) 保健医療・福祉」に記載のとおり。</p>	<p>総務危機 管理課 他</p>
<p>住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化（再掲）</p> <p>※計画 8 ページ 「(8) 行政機能」に記載のとおり。</p>	<p>総務危機 管理課 他</p>
<p>災害初動対応力の強化/情報収集や被災者支援等に向けた災害対応策等の高度化（再掲）</p> <p>※計画 9 ページ 「(8) 行政機能」に記載のとおり。</p>	<p>総務危機 管理課</p>
<p>情報収集や被災者支援等に向けた災害対応策等の高度化</p> <p>○被災者の生活再建に必要な罹災証明書の迅速かつ効率的な発行も含め、被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施できるよう、マイナンバーカードを使用したシステムや専用アプリの活用について、導入に向けた調査・研究を推進する必要がある。</p>	<p>総務危機 管理課</p>
<p>住民主体での避難対策の強化（再掲）</p> <p>※計画 12 ページ 「(10) リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成」に記載のとおり。</p>	<p>総務危機 管理課</p>
<p>要配慮者支援の推進（再掲）</p> <p>※計画 13 ページ 「(10) リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成」に記載のとおり。</p>	<p>総務危機 管理課 他</p>
<p>情報収集手段の多様化（再掲）</p> <p>※計画 15 ページ 「(12) メンテナンス・老朽化対策」に記載のとおり。</p>	<p>総務危機 管理課</p>

2 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果

1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

(1-1) 巨大地震による住宅・建築物の複合的・大規模倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生	
主な施策	担当課
住宅・建築物等の耐震化・防火対策の促進 ○地震発生時における電気火災防止に効果的な感震ブレーカーの普及に向けた取組を推進する必要がある。	総務危機管理課
○住宅・建築物の耐震化に向けた取組を推進する必要がある。	建設課
公共施設等の維持管理 ○公共建築物等の老朽化対策については、維持補修等必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、「輪之内町公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的な維持管理・更新を行う必要がある。	企画財政 商工課 建設課
空家対策の推進 ○大規模災害発生時の空家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、県等と連携して「輪之内町空家等対策計画」に基づき空家の利活用や除却を進めるとともに、空家所有者への意識啓発や相談体制の整備等、総合的な空家対策を推進する必要がある。	建設課
道路啓開の迅速な実施 ○緊急輸送道路沿いの民有地樹木の伐採を推進するとともに、発災時に道路啓開計画に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と連携した訓練を継続的に実施する必要がある。	総務危機管理課 建設課

(1-2) 集中豪雨による市街地や地域等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生（防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）	
主な施策	担当課
総合的な水害対策の推進 ○洪水時の円滑な避難のため、町にて作成した洪水ハザードマップの改定及び公表を行い、住民の防災意識を向上させるなど、避難体制を整備する必要がある。 ○平成 29 年の水防法改正により要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援する必要がある。	総務危機管理課

主な施策	担当課
○気候変動適応法に基づき、自然的社会的状況に応じた気候変動適応計画の策定に努める必要がある。	
○小学校の「総合的な学習の時間」を活用した防災に関する学習や、水辺でのイベントを通じた防災啓発などの防災教育を進め、水害・防災への意識を深めていく必要がある。	教育課
堤防上の防災拠点の設置 ○国土交通省と協働し、堤防決壊や災害が発生した場合の災害復旧活動の拠点として、水防センターやヘリポート、緊急用資材を備蓄するための防災拠点を設置する必要がある。	総務危機管理課
河川構造物・砂防施設等の長寿命化対策 ○河川構造物は平成 25 年度に「岐阜県河川インフラ長寿命化計画」を策定し、その取組を進めている。浸水被害を回避または最小限に抑えるためには、河川構造物が確実に稼働するよう機能を維持することが求められる。近年の気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴う大水害や治水安全度が低い県管理河川の水害の頻発化に備え、治水施設が洪水時に町民の生命はもとより財産や暮らしを水害から守るよう、河川構造物が確実に機能するよう航空レーザによる計画的な維持管理を実施するとともに、適宜、長寿命化計画の[翔岩 1.1]見直しを行い、老朽化が著しい構造物の更新や予防保全型の維持管理を効率的かつ効果的に推進する必要がある。	建設課
河川構造物の耐震化 ○広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れないようにするため、排水機場や樋門等、河川管理施設の耐震化を進め、社会への影響度によって求められる性能を確保する必要がある。 ○排水機場や樋門等、数多くの河川管理施設を管理しているが、大規模な地震等による河川構造物の機能不全に伴う二次災害の発生に備えるため、耐震化を進め、社会への影響度によって求められる性能を確保する必要がある。	建設課

(1-3) 避難行動に必要な情報が適切に住民及び観光客等に提供されないことや情報伝達の不備、悪質な虚偽情報の発信等による人的被害の発生

主な施策	担当課
住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化 ○住民主体での避難行動を促進するため、町の運営する住民向け一斉メー	総務危機管理課

主な施策	担当課
<p>ル配信システムの普及を図るほか、岐阜県の提供する「岐阜県総合防災ポータル」や「岐阜県川の防災情報」、「ぎふ川と道のアラームメール」の更なる周知を進める必要がある。また、具体的な災害リスクを認知するためのハザードマップの普及促進、警戒レベルなど直感的に把握可能な表現による避難情報発令、ローカル・メディアと連携したきめ細かな情報提供、SNS を活用した情報発信など情報伝達を強化する必要がある。</p>	<p>企画財政 商工課</p>
<p>○消防団等との重要水防箇所への巡視等を実施し、氾濫発生等が予想される箇所についての現地確認体制を確認する必要がある。また、氾濫発生を確認した際の管轄土木事務所等への連絡体制を再徹底する必要がある。</p> <p>○町の防災行政無線について、長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するとともに、更新時期等を勘案した機能強化の検討を進める必要がある。あわせて、万一停止した際の広報車による巡回広報など代替手段を確保する必要がある。また、民間の衛星通信機器をはじめとするデジタル等新技术を用いた代替手段についても検討する必要がある。</p> <p>○外国人向け情報提供手段として、フェイスブック等 SNS を活用し、避難情報の多言語化及び情報発信方法の整備等を進める必要がある。</p> <p>○音声による 119 番通報が困難な聴覚・言語機能障がい者が円滑に消防への通報が行えるよう、スマートフォン等から画面入力等により通報する「Net119 緊急通報システム」の周知を図る必要がある。</p>	<p>総務危機 管理課</p>
<p>○町での意思疎通支援事業の実施等により平時における聴覚障がい者への意思疎通支援の充実を図る必要がある。</p>	<p>総務危機 管理課 福祉介護課</p>
<p>住民主体での避難対策の強化</p> <p>○風水害に備え、住民一人ひとりが自らの災害リスクを我が事として捉え、予め避難のタイミングと手順を定める「災害・避難カード」を作成する取組を推進し、住民主体での適時・適切な避難行動につなげる必要がある。また、デジタル版「災害・避難カード」について広く住民に普及させる取組を展開する必要がある。</p> <p>○現在公表している洪水ハザードマップについて、平成 27 年の水防法改正により想定最大規模の降雨に対応したものではあるが、必要に応じて改定を行う必要がある。</p> <p>○南海トラフ地震臨時情報について住民への周知を図り認知度を高めるとともに、同情報が発表された際に適切な防災対応がとれるよう普及啓発</p>	<p>総務危機 管理課</p>

主な施策	担当課
<p>を行う必要がある。あわせて、臨時情報（巨大地震警戒）の発表に備え、事前に避難が必要な地域に居住する住民等を対象にとるべき行動の理解を深める必要がある。</p>	
<p>防災・減災データの提供推進</p> <p>○町 HP において、「揺れやすさマップ」や「洪水ハザードマップ」の公開を行っているが、そのほか県等のポータルサイトとのリンクを構築するなど、より使いやすいデータの提供を進める必要がある。</p>	<p>総務危機 管理課</p>
<p>防災教育の推進</p> <p>○住民総ぐるみで自助と共助の底上げを図るため、過去の災害を知る、ハザードマップを確認する、地域の防災訓練に参加するなど具体的な目標を盛り込んだ新たな行動計画を定め、「災害から命を守る岐阜県民運動」を子どもから高齢者まで全ての世代を対象として展開する必要がある。また、運動への参加を促す方策として、家庭、自主防災組織など地域、学校、企業等を単位とした「防災宣言」の推進や優れた防災活動に対する表彰制度について検討する必要がある。</p>	<p>総務危機 管理課</p>
<p>○地震に対する事前の備え等について周知を図るため、住民向けにわかりやすい防災啓発資料を作成するとともに、地震ハザードマップを作成する必要がある。</p>	<p>総務危機 管理課</p>
<p>○「自らの命は自らが守る」という自助の意識を醸成するため、こども園や小中学校などにおいて、毎年、命を守る訓練とあわせ地域の災害リスクや災害時にとるべき避難行動の理解促進等を図る防災教育を実施する必要がある。</p> <p>○防災教育を学校の実情に応じた実効性のあるものとするため、各学校の課題に応じた専門家、関係機関による指導を行うとともに、こども園保育教諭を対象とした研修講座等、防災に関する研修を実施する必要がある。</p>	<p>健康こども課 教育課</p>
<p>要配慮者支援の推進</p> <p>○平成 30 年 7 月豪雨では、全国的に在宅高齢者への避難支援の重要性が浮き彫りとなった。これを踏まえ、一人暮らしの高齢者や障がい者など避難行動要支援者の逃げ遅れを防ぐため、避難行動要支援者への支援に係るシステムの運用を行い、要支援者名簿を警察や消防機関等へ事前に提供する取組に加え、自治会や社会福祉協議会、ケアマネジャー等と連携した取組などの優良事例集を示すなどにより、避難支援を行う者や方法、避難場所、避難経路などを定めた個別計画策定を進める必要がある。</p>	<p>総務危機 管理課 福祉介護課</p>

主な施策	担当課
防災人材の育成 ○防災士等の地域で活躍できる防災人材の育成を推進するとともに、育成した人材が自主防災組織等と連携を深めそれぞれの地域で活躍できる機会の創出を促進する必要がある。 ○町内防災士の組織化を目指し、令和2年度に設立した「輪之内町防災士連絡協議会」の加入防災士を増加させる必要がある。	総務危機管理課
○外国人向けの防災啓発講座を開催するとともに、地域で活躍できる外国人防災リーダーの育成を検討する必要がある。	総務危機管理課
防災情報通信システムの維持管理 ○町において防災行政無線（同報系・移動系）を整備しており、引き続き災害時において確実に運用できるよう維持管理を行う必要がある。	総務危機管理課
総合的な水害対策の推進（再掲） ※計画 17 ページ 「(1-2) 集中豪雨による市街地や地域等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生（防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）」に記載のとおり。	総務危機管理課
情報収集手段の多様化 ○平成 30 年 7 月豪雨では、立ち入りが困難な場所において被災状況の把握などにドローンの活用が有効であったことから、目視確認が困難な施設の調査等においてもドローンを活用し、調査の効率化と安全性の向上を図る必要がある。	総務危機管理課

2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

(2-1) 被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

主な施策	担当課
支援物資の供給等に係る防災拠点機能の強化 ○平成 30 年度に公表された内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査を踏まえ、災害発生時における円滑な運営が図られるよう県等と連携した実動訓練を実施する必要がある。	総務危機管理課

主な施策	担当課
<p>○各協定締結団体と連携した輸送訓練の実施を検討し、必要に応じて物資の受援計画や広域物資輸送拠点の運営マニュアルを策定するとともに、必要な資機材を整備する必要がある。</p>	
<p>支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化</p> <p>○生活必需物資や医療救護、緊急救援など災害時における応援協定を各分野で締結しており、引き続き新たな協定締結先の検討を進める必要がある。また、災害時において確実に活動できるよう、各協定締結団体と平時からの「顔の見える」関係を構築し、実践的な共同訓練を行う必要がある。</p>	<p>総務危機管理課</p>
<p>上下水道施設の耐震化の推進</p> <p>○町における水道施設については、更なる耐震化の促進が必要である。既存の水道施設の耐震化への取組が遅れているため、水道施設における耐震化の現状を周知し、特に、医療機関及び避難所などの重要給水施設の敷設管路の耐震化を計画的・集中的に実施していく必要がある。</p> <p>○上水道施設（取水施設・浄水施設・配水場）の被害により断水が発生した場合には、近隣の市町村と連携した給水車等による応急給水体制を確保する必要がある。また、（公社）日本水道協会における被災時の応急復旧、応急給水の支援体制が円滑に実施されるよう必要な調整を行う必要がある。</p> <p>○下水道の地震対策は、汚水処理施設については耐震化されているものの、被災した際の被害を最小限に留めるため、関係機関との応援体制の確保、資材の備蓄、緊急時対応マニュアルに基づく防災訓練などのソフト対策を進める必要がある。また、下水道施設については、管路は耐震化されているがマンホールの浮上対策が行われていないため、避難所などの重要施設に接続される管路のマンホールの浮上対策（耐震化）を計画的に促進する必要がある。</p>	<p>建設課</p>
<p>非常用物資の備蓄促進</p> <p>○家庭等における備蓄について、最低3日分以上の備蓄が奨励されていることから、防災タウンミーティングや出前講座などの機会を通じ、自主的な備蓄の促進に向けた啓発に取り組むとともに、非常用物資の備蓄や、民間企業等と連携した備蓄体制の強化を促進する必要がある。</p>	<p>総務危機管理課</p>

(2-2) 自衛隊、警察、消防等の被災や救援ルートの寸断等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足	
主な施策	担当課
<p>災害対応力強化のための資機材整備</p> <p>○災害用装備資機材の配備増強、更新を図るとともに、更新された機器、新たに配備された機器について、職員の使用方法の習熟を図る必要がある。</p> <p>○大規模災害発生時に、消防団による人命救助、行方不明者の捜索等の救助活動が迅速かつ確に行われるよう、救助活動用資機材の整備及び使用方法の習熟を図る必要がある。</p>	総務危機管理課
<p>救出救助に係る連携体制の強化</p> <p>○救出救助に係る関係機関の連携体制を強化するため、自衛隊、警察、消防等の関係機関及び民間事業者等が相互に連携した実践的な救出救助訓練を実施する必要がある。</p>	総務危機管理課
<p>消防団員、水防団員等人材の確保・育成</p> <p>○消防団員の確保環境が一段と厳しさを増している中、消防団、企業等の意見を踏まえながら効果的な確保対策を検討するとともに、基本団員の確保に加え、大規模災害団員をはじめとした機能別消防団員の拡充、消防職団員OBや女性、学生、外国人など多様な人材の活用などの方策を推進する必要がある。また、消防団員の処遇改善を進める必要がある。</p>	総務危機管理課

(2-3) 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	
主な施策	担当課
<p>社会福祉施設等におけるエネルギー確保</p> <p>○社会福祉施設等の非常用自家発電設備の整備を促すとともに、最低3日間分の食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄を行うよう促す必要がある。</p>	総務危機管理課 健康こども課 福祉介護課
<p>社会福祉施設等への支援</p> <p>○災害時の福祉・介護分野における人材派遣等、広域的な緊急支援について、町内の福祉団体、有識者、行政関係者間で検討し、支援体制の整備を図る必要がある。</p>	総務危機管理課 福祉介護課
<p>○社会福祉施設等の防災体制の整備と応援協力体制の確立については、定期的な監査等を通じ、概ね体制整備されている。今後も現状にあわせた防災計画の見直しやBCP策定、連携体制の強化に努めるよう支援・指導</p>	総務危機管理課

主な施策	担当課
する必要がある。	

(2-4) 長期にわたる劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生

主な施策	担当課
<p>避難所環境の充実</p> <p>○要配慮者が安心して避難生活を送れるようにするため、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や「スフィア基準」の考え方に加え、大規模災害時の教訓等も踏まえ、輪之内町避難所運営マニュアルを適宜見直す必要がある。</p> <p>○避難所の運営が円滑に行われるよう、平時から自主防災組織や町内防災士等を対象に避難所設置訓練を行い、「共助」の取組を推進する必要がある。</p>	<p>総務危機 管理課</p>
<p>○避難所における防犯体制の確保や、感染症の発生・蔓延を防ぐための衛生・防疫体制の整備を図る必要がある。</p>	<p>総務危機 管理課 健康こども課 (保健センター)</p>
<p>○ペット同行避難者の受入れに係る規定の整備や避難所運営訓練の実施促進を図る必要がある。</p>	<p>総務危機 管理課 住民環境課</p>
<p>避難所の防災機能・生活環境の向上</p> <p>○避難所を安心して利用できるよう災害特性に応じた配置状況の点検、耐震対策、非常用電源設備や備蓄倉庫の整備など防災機能の強化を促進する必要がある。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策をはじめ乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等の多様な利用者に配慮した環境整備を促進する必要がある。</p>	<p>総務危機 管理課</p>
<p>福祉避難所の運営体制確保</p> <p>○町において福祉避難所が指定されているが、地域における指定箇所、福祉避難所運営マニュアル等の策定や訓練の実施について充実・強化を図る必要がある。</p>	<p>総務危機 管理課</p>
<p>災害時健康管理体制の整備</p> <p>○発災初動における保健所と町の役割分担、関係機関等との連携体制について、具体的行動レベルでの共有・イメージ化など、平常時の</p>	<p>総務危機 管理課 健康こども課</p>

主な施策	担当課
準備の充実を図るべく、平時から関係機関等と連携した健康管理体制を構築する必要がある。	(保健センター)
被災住宅への支援 ○被災住宅からの土砂撤去、屋根等の応急修理について災害ボランティア等との連携を強化するとともに、被害の状況に応じて災害救助法、被災者生活再建支援法や県の被災者生活・住宅再建支援制度を速やかに適用し被災者の生活再建を支援する必要がある。また、町における被災者支援システムの運用を通じて被害認定調査と罹災証明書発行業務を迅速に行う必要がある。	総務危機管理課
○被災住宅から撤去された土砂を含んだ災害廃棄物や市街地から撤去された土砂等について、国の助成制度の活用による円滑な運搬、分別処理体制の確保を図る必要がある。	総務危機管理課 住民環境課
応急住宅の円滑かつ迅速な供給 ○建設型応急住宅については、県と連携し必要戸数分の建設可能用地の確保及び供給能力等の把握をすることや、木造応急住宅の建設訓練を実施し、災害後の迅速な建設体制を整備する必要がある。賃貸型応急住宅については、円滑に提供できるよう、マニュアルを整備し制度の周知と実施体制の強化を図る必要がある。	総務危機管理課

(2-5) 想定を超える大量の避難者や帰宅困難者の発生、混乱

主な施策	担当課
非常用物資の備蓄促進（再掲） ※計画 22 ページ「(2-1) 被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止」に記載のとおり。	総務危機管理課
帰宅困難者対策の推進 ○平時から企業等の協力により従業員に周知するよう働きかけるとともに、BCP の策定の支援等を通じて、帰宅困難になった従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことや、必要な物資の備蓄等を促す必要がある。また、地図やラジオによる情報提供の支援等が受けられるよう町内のコンビニエンスストアとの協定締結等により、帰宅困難者を支援する必要がある。	総務危機管理課

(2-6) 大規模な自然災害と感染症との同時発生

主な施策	担当課
避難所環境の充実（再掲） ※計画 24 ページ 「(2-4) 長期にわたる劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生」に記載のとおり。	総務危機管理課 他

3. 必要不可欠な行政機能を確保する

(3-1) 職員・施設等の被災、受援体制の不備による行政機能の大幅な低下

主な施策	担当課
災害初動対応力の強化/情報収集や被災者支援等に向けた災害対応策等の高度化 ○総合防災訓練において県と連携した訓練を実施する必要がある。 ○罹災証明書発行業務など応急復旧業務に従事する職員について、平時から研修・訓練を行う必要がある。 ○大規模災害発生時に、県等に対し円滑に職員の応援要請が行えるような体制づくりについて検討する必要がある。 ○災害対応に従事する町職員の対応力を高めるため、ドローンや情報連絡員用タブレットなど新たな資機材の導入を検討するとともに、その活用方法の確認を含めた訓練または研修を実施し、職員による操作手順の習熟を図ることで、被災状況を早期に把握できる体制を確保する必要がある。	総務危機管理課
切れ目のない被災者生活再建支援 ○町において各種支援施策、支援窓口（民間ボランティアやNPO等を含む）、具体的な手続き方法、留意点などを盛り込んだガイドブックの作成やワンストップ窓口の設置などにより、被災者が被災直後から生活再建に至るまでの各フェーズに応じた切れ目のない支援が受けられる取組を促進する必要がある。 ○災害発生時の被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度の実施に必要な罹災証明書の交付の円滑化を図るため、住家被害調査員育成研修へ参加する必要がある。	総務危機管理課
庁舎等の防災拠点機能の確保 ○庁舎は昭和 59 年度に建築され老朽化のため、平成 26 年度に大規模改修を実施し、災害対応の中核拠点として機能できるよう、防災対策本部室	総務危機管理課

主な施策	担当課
を設置等した。今後はさらなる庁舎の防災拠点機能を整備する必要がある。	
業務継続体制の整備 ○被災時に備え、非常時優先業務の選定、職員の安否・参集状況の確認体制等について、引き続き維持する必要がある。	総務危機 管理課
情報システム部門の業務継続体制の整備 ○情報システム部門の業務継続計画の実効性を高めていくため、継続的に周知、訓練、スキルアップを行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるよう点検を行う必要がある。また、高可用性を求める情報システムについては、外部データセンターやクラウドサービスの利用を図っていく必要がある。	総務危機 管理課 企画財政 商工課
住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化（再掲） ※計画 18 ページ 「(1-3) 避難行動に必要な情報が適切に住民及び観光客等に提供されないことや情報伝達の不備、悪質な虚偽情報の発信等による人的被害の発生」に記載のとおり。	総務危機 管理課 他
避難所環境の充実（再掲） ※計画 24 ページ 「(2-4) 長期にわたる劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生」に記載のとおり。	総務危機 管理課
情報収集や被災者支援等に向けた災害対応策等の高度化 ○被災者の生活再建に必要な罹災証明書の迅速かつ効率的な発行も含め、被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施できるよう、マイナンバーカードを使用したシステムや専用アプリの活用について、導入に向けた調査・研究を推進する必要がある。	総務危機 管理課
受援体制・広域連携の強化 ○災害時の広域応援体制の強化や広域避難の検討、帰宅困難者対策など広域的に取り組むべき課題について、県、県内市町村等との連携の強化を図る必要がある。	総務危機 管理課

4. 生活・経済活動を機能不全に陥らせない

(4-1) サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる観光経済等への影響

主な施策	担当課
事業継続体制の構築に向けた支援 ○町内企業のBCP策定支援や中小企業等が策定する「事業継続力強化計画」の策定支援を行い、企業等の災害への対策強化を推進する必要がある。 ○企業内へのBCP定着を推進するため、BCP策定後の事業者を対象とした運用後のフォローアップを行う必要がある。	総務危機 管理課 企画財政 商工課
観光地等の風評被害防止対策の推進 ○大規模災害発生時に報道等で本町が被災していると繰り返し取り上げられることにより、被災していない地域まで被災しているとの風評被害が発生する可能性があることから、国内外に正確な情報を発信するとともに、タイミングを見極めながらプロモーション支援等の適切な対応を実施する必要がある。	総務危機 管理課

(4-2) 高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

主な施策	担当課
有害物質対策の検討 ○アスベストや化学物質等の有害物質の飛散・流出対策については、届出や検査など現行法に基づく対応に留まっていることから、大規模災害発生時に迅速な対応をするための課題を整理・検討する必要がある。	総務危機 管理課 住民環境課

(4-3) 食料や物資の供給の途絶、分配体制の不備等に伴う、住民生活・社会経済活動への甚大な影響

主な施策	担当課
災害時における食料供給体制の確保 ○民間企業等と協定を締結し、災害時に必要な食料等生活必需物資の調達や、米の備蓄と迅速な供給を行うなどの体制を構築しており、今後も、非常時に備え、引き続き体制を維持する必要がある。	総務危機 管理課
農業水利施設の老朽化対策 ○安定した食料供給に向け、引き続き基幹的農業水利施設の長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する必要がある。	建設課 農業振興課

(4-4) 農地や生態系等の被害に伴う土地の荒廃・多面的機能の低下	
主な施策	担当課
<p>農地・農業水利施設等の適切な保全管理</p> <p>○農地が有する保水効果などの国土保全機能を維持するため、担い手の育成や継続的な営農活動を行う集落等を支援するとともに、地域の活動組織が主体となった農地や農業水利施設等を保全管理する取組を支援する必要がある。</p>	農業振興課
<p>都市農村交流の推進</p> <p>○都市農村交流の推進を図るため、地域間連携やグリーン・ツーリズム実践者の受入体制の強化、関係機関との連携など、民間ならではの新たな取組がより一層行われるよう支援する必要がある。</p>	農業振興課

5. 情報通信サービス、電力・燃料等ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

(5-1) ライフライン（電気、ガス、石油、上下水道等）の長期間・大規模にわたる機能停止	
主な施策	担当課
<p>総合的な大規模停電対策の推進</p> <p>○暴風等に伴う倒木による停電発生を未然に防止するため、町、電気事業者及び県関係部局が連携して事業計画を作成し、危険樹木の事前伐採を効果的かつ効率的に推進する必要がある。</p>	総務危機管理課 建設課
<p>○町（避難所を含む）、医療機関や社会福祉施設等が備蓄・保有する非常用発電機の数量、規格、燃料補給体制などについて総点検を行うとともに、電源車や非常用発電機の配備、燃料の供給に関する電気事業者、災害時協定締結団体等との連携を強化し、停電が長期化した際にも代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを整備する必要がある。</p> <p>○平時からの電気事業者とのホットラインなど「顔の見える」関係を構築するとともに、停電発生に備えた県災害対策本部への情報連絡員の派遣、早期復旧を図るための被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画の共有及び連携方策、電源車の配備等について、電気事業者との協定締結により連携・協力体制を強化する必要がある。</p> <p>○自動車メーカー・販売店との協定を締結し、停電時における電源確保方策の一環として電気自動車等の活用を図るとともに、情報通信事業者との連携により公共施設や避難所における携帯電話等充電用資機材を確保</p>	総務危機管理課

主な施策	担当課
<p>する必要がある。</p> <p>○停電時の住民の不安や混乱を軽減するため、電気事業者、県、町は、相互に連携して多様な情報伝達手段を活用してきめ細かな情報発信を行う必要がある。</p>	
<p>上下水道施設の耐震化の推進（再掲）</p> <p>※計画 22 ページ 「(2-1) 被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止」に記載のとおり。</p>	建設課
<p>下水道における業務継続体制の整備</p> <p>○大規模地震発生後に必要な業務を的確に行うため、平成 28 年熊本地震を受けて改訂された下水道 BCP 策定マニュアル等を踏まえ、下水道 BCP をブラッシュアップする必要がある。</p>	建設課
<p>運輸・交通事業者の災害対応力強化</p> <p>○広域的な緊急輸送等を確保すべく、町と事業者団体等との間で、緊急・救援輸送に関する協定を締結し、大規模災害時における緊急・救援輸送への対応や早急な運行再開が図られるよう取組を進める必要がある。</p>	総務危機 管理課
<p>道路啓開の迅速な実施（再掲）</p> <p>※計画 17 ページ 「(1-1) 巨大地震による住宅・建築物の複合的・大規模倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生」に記載のとおり。</p>	総務危機 管理課 他
<p>情報通信事業者の災害対応力強化</p> <p>○情報通信インフラについては、中継伝送路の冗長化・多ルート化や通信ビルの耐震化等ネットワークの信頼性向上を推進しているところであるが、災害時に備え、避難施設等及び帰宅困難者の一時避難場所等における早期通信手段確保のための特設公衆電話の事前設置を県と調整・連携の上、計画的に推進する必要がある。</p> <p>○災害時の通信途絶を迅速に復旧するため、平時から「顔の見える」関係を構築し、被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画を共有するなど、県や関係機関との連携体制の強化を図る必要がある。</p>	総務危機 管理課
<p>ガス事業者の災害対応力強化</p> <p>○災害時にガス供給を迅速に復旧するため、平時から「顔の見える」関係を構築し、被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画を共有するなど、県や関係機関との連携体制の強化を図る必要がある。</p>	総務危機 管理課

(5-2) 幹線道路が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響	
主な施策	担当課
<p>緊急輸送道路ネットワークの確保</p> <p>○広域的かつ大規模な災害の際に道路インフラの被災により医療施設や広域防災拠点、町役場等へ到達できず、救助・救急活動や災害対応に支障が生じる事態を回避するため、引き続き緊急輸送道路ネットワーク上の道路整備、橋梁耐震対策等の整備を進めていく必要がある。</p> <p>○新養老大橋（仮称）の架橋を促進し、東海環状自動車道養老 IC と南濃大橋を直結する広域的な代替ルートとしての機能を確保する必要がある。</p> <p>○災害発生後においても地域社会・経済が迅速に再建・回復できるよう、各地域の復旧・復興に必要な道路として、主要な骨格幹線道路ネットワークの整備や緊急輸送道路ネットワークを確保する必要がある。</p>	建設課
<p>道路施設の維持管理</p> <p>○高度経済成長期以降に整備した橋梁などの道路施設の高齢化が進行していることから、「岐阜県道路施設維持管理指針」に基づき、引き続き計画的な点検・補修等を実施する必要がある。</p>	建設課
<p>運輸・交通事業者の災害対応力強化（再掲）</p> <p>※計画 30 ページ 「(5-1) ライフライン（電気、ガス、石油、上下水道等）の長期間・大規模にわたる機能停止」に記載のとおり。</p>	総務危機管理課
6. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	
(6-1) 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ	
主な施策	担当課
<p>災害廃棄物対策の推進</p> <p>○災害廃棄物の迅速な処理を行うためには、災害発生直後の速やかな仮置場の設営及び管理、県及び県内市町村等との連絡調整や、国や近隣県との広域的な連携・応援体制を含んだ町の災害廃棄物処理計画の実効性を保つ必要がある。このため、災害を想定した演習及び研修会を実施し、災害廃棄物処理体制の強化を図る必要がある。</p>	住民環境課
<p>有害物質対策の検討（再掲）</p> <p>※計画 28 ページ 「(4-2) 高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出」に記載のとおり。</p>	総務危機管理課 他
<p>河川に流出したごみ等の撤去</p> <p>○河積を阻害している流木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図る取組にあわせて、災害発生時に流出したごみを適正に撤去・処分するな</p>	建設課 住民環境課

主な施策	担当課
どにより河川環境の保全を図る必要がある。	

(6-2) 災害対応・復旧復興を支える人材等（消防団員、専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等による復旧・復興の大幅な遅れ

主な施策	担当課
<p>災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成</p> <p>○大規模災害発生時に個人ボランティアやNPO等による災害時の被災地支援活動が効果的に行われるよう、行政、社会福祉協議会、NPO・災害ボランティア団体等が連携・協働していくための情報連携会議を設置し、ボランティアの受入体制を整備する必要がある。そのため、市町村及び市町村社会福祉協議会を含め、関係機関との意見交換や研修・訓練などを通じて、平時からの「顔の見える」関係づくりを進め、多様な主体との連携・協働を図っていく必要がある。</p> <p>○大規模災害時における迅速かつ継続的な支援に備えるため、災害ボランティアセンターの運営支援などを担う災害ボランティア支援職員を養成する必要がある。</p>	<p>総務危機 管理課 福祉介護課</p>
<p>防災人材の育成（再掲）</p> <p>※計画 21 ページ 「(1-3) 避難行動に必要な情報が適切に住民及び観光客等に提供されないことや情報伝達の不備、悪質な虚偽情報の発信等による人的被害の発生」に記載のとおり。</p>	<p>総務危機 管理課</p>
<p>建設業の担い手育成・確保</p> <p>○地域の復旧・復興の中心となる建設業を担う人材の育成・確保を図るため、施工時期の平準化、週休2日制の導入や現場環境の改善等を進めるほか、ICTの活用による生産性向上等により魅力ある労働環境を整備し、あわせて技術力・生産性向上を目的とした研修、現場見学会など担い手確保につながる魅力発信等を行うことで、将来にわたって希望と誇りを持てる建設業の確立を支援する必要がある。</p>	<p>建設課</p>
<p>消防団員、水防団員等人材の確保・育成（再掲）</p> <p>※計画 23 ページ 「(2-2) 自衛隊、警察、消防等の被災や救援ルートの寸断等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足」に記載のとおり。</p>	<p>総務危機 管理課</p>
<p>コミュニティ活動の担い手養成</p> <p>○災害時に「共助」の力を発揮するためにも、平時からのコミュニティの</p>	<p>総務危機 管理課</p>

主な施策	担当課
<p>活力維持を図る必要があることから、県と連携し、地域毎の状況や地域の抱える課題に即した講座を実施し、地域づくり活動を実践できる人材を養成する必要がある。</p> <p>○地域のコミュニティでの様々な活動と防災活動を組み合わせること等により、災害による被害を予防し、軽減するための自主防災組織の育成・活動を促進する必要がある。</p>	

(6-3) 公共施設の損壊や広域的地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ

主な施策	担当課
<p>河川構造物の耐震化（再掲）</p> <p>※計画 18 ページ「(1-2) 集中豪雨による市街地や地域等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生（防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）」に記載のとおり。</p>	総務危機管理課 他

(6-4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊、地域産業の担い手の長期避難等による有形・無形の文化の衰退・喪失

主な施策	担当課
<p>文化財の保護対策の推進</p> <p>○地域の文化財を適切に保存し後世へ継承するため、防災・防犯対策の徹底、大規模災害に備えた老朽化対策や、耐震調査・耐震補強等への支援、また、後世への継承や資料の一元管理を図るため、文化財の資料・写真などをデジタルデータとして収集しアーカイブ化を進める必要がある。</p>	教育課
<p>農地・農業水利施設等の適切な保全管理（再掲）</p> <p>※計画 29 ページ「(4-4) 農地や生態系等の被害に伴う土地の荒廃・多面的機能の低下」に記載のとおり。</p>	農業振興課

(6-5) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

主な施策	担当課
<p>応急住宅の円滑かつ迅速な供給（再掲）</p> <p>※計画 25 ページ「(2-4) 長期にわたる劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生」に記載のとおり。</p>	総務危機管理課

(6-6) 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

主な施策	担当課
<p>復興事前準備・事前復興の推進</p> <p>○被災後には早期の復興まちづくりが求められることから、地域の特性に応じた復興事前準備に取り組み、復興まちづくりを計画的に進めることができるようにする必要がある。</p> <p>○大規模災害からの復興に際して必要となる各種手続き等について、実際の運用事例やその判断基準を整理し、災害復旧を効率的・効果的に行うための取組・手順等について、事前に整理検討する必要がある。</p>	<p>総務危機管理課</p>

7. 救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象が広域的かつ同時に発生した場合や複合災害が発生した場合でも被害を最小限に抑える

(7-1) 救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象の複数かつ同時の発生により、対応が後手に回り、防げる被害が防げない事態

主な施策	担当課
<p>庁舎等の防災拠点機能の確保（再掲）</p> <p>※計画 27 ページ 「(3-1) 職員・施設等の被災、受援体制の不備による行政機能の大幅な低下」に記載のとおり。</p>	<p>総務危機管理課</p>
<p>災害初動対応力の強化/情報収集や被災者支援等に向けた災害対応策等の高度化（再掲）</p> <p>※計画 26 ページ 「(3-1) 職員・施設等の被災、受援体制の不備による行政機能の大幅な低下」に記載のとおり。</p>	<p>総務危機管理課</p>
<p>災害から命を守る啓発運動の推進</p> <p>○町民総ぐるみで「自助」や「互助」、「共助」の力を最大限に発揮できるようにするためには、適宜、アンケート調査等の実施により、防災意識・知識の理解度も確認しながら、「過去の災害を知る防災教育の実施」「ハザードマップの周知」「地域の防災訓練への参加促進」などといった様々な取組を推進することが重要となる。このため、町だけでなく県や消防、警察、自衛隊、医療、福祉などの防災に関わる全ての関係機関が連携し、令和6年能登半島地震での支援経験等も活かした実効性のある啓発運動となるよう、関係者一丸となって取り組む必要がある。</p>	<p>総務危機管理課</p>

主な施策	担当課
受援体制・広域連携の強化（再掲） ※計画 28 ページ 「(3-1) 職員・施設等の被災、受援体制の不備による行政機能の大幅な低下」に記載のとおり。	総務危機 管理課

(7-2) 地震後の豪雨災害や地震後の原子力災害といった複合災害により、多数の逃げ遅れや死傷者の発生、対応する職員や物資等の不足、生活基盤となるインフラ復旧の大幅な遅れなどの被害が甚大化・拡大化する事態

主な施策	担当課
総合的な大規模停電対策の推進（再掲） ※計画 29 ページ 「(5-1) ライフライン（電気、ガス、石油、上下水道等）の長期間・大規模にわたる機能停止」に記載のとおり。	総務危機 管理課
情報通信事業者の災害対応力強化（再掲） ※計画 31 ページ 「(5-1) ライフライン（電気、ガス、石油、上下水道等）の長期間・大規模にわたる機能停止」に記載のとおり。	総務危機 管理課
河川構造物の耐震化（再掲） ※計画 18 ページ 「(1-2) 集中豪雨による市街地や地域等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生（防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）」に記載のとおり。	総務危機 管理課 他
原子力災害対策の推進 ○放射性物質が環境へ放出された場合、UPZ 及び UPZ 外においては、緊急時の環境放射線モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベルと照らし合わせ、必要な防護措置を実施する必要がある。	総務危機 管理課
応急住宅の円滑かつ迅速な供給（再掲） ※計画 25 ページ 「(2-4) 長期にわたる劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生」に記載のとおり。	総務危機 管理課

3 起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針

1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

(1-1) 巨大地震による住宅・建築物の複合的・大規模倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生	
主な施策	担当課
住宅・建築物等の耐震化・防火対策の促進 ○地震発生時における電気火災防止に効果的な感震ブレーカーの普及に向けた取組を推進する。	総務危機 管理課
○住宅・建築物の耐震化に向けた取組を推進する。	建設課
公共施設等の維持管理 ○公共建築物等の老朽化対策については、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、「輪之内町公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的な維持管理・更新を行う。	企画財政 商工課 建設課
空家対策の推進【重点施策】 ○大規模災害発生時の空家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、県等と連携して「輪之内町空家等対策計画」に基づき空家の利活用や除却を進めるとともに、空家所有者への意識啓発や相談体制の整備等、総合的な空家対策を推進する。	建設課
道路啓開の迅速な実施 ○緊急輸送道路沿いの民有地樹木の伐採を推進するとともに、発災時に道路啓開計画に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と連携した訓練を継続的に実施する。	総務危機 管理課 建設課

(1-2) 集中豪雨による市街地や地域等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生（防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）	
主な施策	担当課
総合的な水害対策の推進【重点施策】 ○洪水時の円滑な避難のため、町にて作成した洪水ハザードマップの改定及び公表を行い、住民の防災意識を向上させるなど、避難体制を整備する。 ○平成 29 年の水防法改正により要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援する。	総務危機 管理課

主な施策	担当課
○気候変動適応法に基づき、自然的社会的状況に応じた気候変動適応計画の策定に努める。	
○小学校の「総合的な学習の時間」を活用した防災に関する学習や、水辺でのイベントを通じた防災啓発などの防災教育を進め、水害・防災への意識を深めていく。	教育課
堤防上の防災拠点の設置【重点施策】 ○国土交通省と協働し、堤防決壊や災害が発生した場合の災害復旧活動の拠点として、水防センターやヘリポート、緊急用資材を備蓄するための防災拠点を設置する。	総務危機管理課
河川構造物・砂防施設等の長寿命化対策 ○近年の気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴う大水害や治水安全度が低い県管理河川の水害の頻発化に備え、治水施設が洪水時に町民の生命はもとより財産や暮らしを水害から守るよう、適宜見直しを行い、老朽化が著しい構造物の更新や予防保全型の維持管理を効率的かつ効果的に推進する。	建設課
河川構造物の耐震化 ○排水機場や樋門等、数多くの河川管理施設を管理しているが、大規模な地震等による河川構造物の機能不全に伴う二次災害の発生に備えるため、耐震化を進め、社会への影響度によって求められる性能を確保する。 ○広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れないようにするため、排水機場や樋門等、河川管理施設の耐震化を進め、社会への影響度によって求められる性能を確保する。	建設課

(1-3) 避難行動に必要な情報が適切に住民及び観光客等に提供されないことや情報伝達の不備、悪質な虚偽情報の発信等による人的被害の発生

主な施策	担当課
住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化【重点施策】 ○住民主体での避難行動を促進するため、町の運営する住民向け一斉メール配信システムの普及を図るほか、岐阜県の提供する「岐阜県総合防災ポータル」や「岐阜県川の防災情報」、「ぎふ川と道のアラームメール」の更なる周知を進める。また、具体的な災害リスクを認知するためのハザードマップの普及促進、警戒レベルなど直感的に把握可能な表現による避難情報発令、ローカル・メディアと連携したきめ細かな情報提供、SNSを活用した情報発信など情報伝達を強化する。	総務危機管理課 企画財政 商工課

主な施策	担当課
<p>○消防団等との重要水防箇所の巡視等を実施し、氾濫発生等が予想される箇所についての現地確認体制を確認する。また、氾濫発生を確認した際の管轄土木事務所等への連絡体制を再徹底する。</p> <p>○町の防災行政無線について、長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するとともに、更新時期等を勘案した機能強化の検討を進める。あわせて、万一停止した際の広報車による巡回広報など代替手段を確保する。また、民間の衛星通信機器をはじめとするデジタル等新技術を用いた代替手段についても検討する。</p> <p>○外国人向け情報提供手段として、フェイスブック等 SNS を活用し、避難情報の多言語化及び情報発信方法の整備等を進める。</p> <p>○音声による 119 番通報が困難な聴覚・言語機能障がい者が円滑に消防への通報が行えるよう、スマートフォン等から画面入力等により通報する「Net119 緊急通報システム」の周知を図る。</p>	<p>総務危機 管理課</p>
<p>○町での意思疎通支援事業の実施等により平時における聴覚障がい者への意思疎通支援の充実を図る。</p>	<p>総務危機 管理課 福祉介護課</p>
<p>住民主体での避難対策の強化【重点施策】</p> <p>○風水害に備え、住民一人ひとりが自らの災害リスクを我が事として捉え、予め避難のタイミングと手順を定める「災害・避難カード」を作成する取組を推進し、住民主体での適時・適切な避難行動につなげる。また、デジタル版「災害・避難カード」について広く住民に普及させる取組を展開する。</p> <p>○現在公表している洪水ハザードマップについて、平成 27 年の水防法改正により想定最大規模の降雨に対応したものではあるが、今後も必要に応じて改訂を行う。</p> <p>○南海トラフ地震臨時情報について住民への周知を図り認知度を高めるとともに、同情報が発表された際に適切な防災対応がとれるよう普及啓発を行う。あわせて、臨時情報（巨大地震警戒）の発表に備え、事前に避難が必要な地域に居住する住民等を対象にとるべき行動の理解を深める。</p>	<p>総務危機 管理課</p>
<p>防災・減災データの提供推進</p> <p>○町 HP において、「揺れやすさマップ」や「洪水ハザードマップ」の公開を行っているが、そのほか県等のポータルサイトとのリンクを構築するなど、より使いやすいデータの提供を進める。</p>	<p>総務危機 管理課</p>

主な施策	担当課
<p>防災教育の推進</p> <p>○住民総ぐるみで自助と共助の底上げを図るため、過去の災害を知る、ハザードマップを確認する、地域の防災訓練に参加するなど具体的な目標を盛り込んだ新たな行動計画を定め、「災害から命を守る岐阜県民運動」を子どもから高齢者まで全ての世代を対象として展開する。また、運動への参加を促す方策として、家庭、自主防災組織など地域、学校、企業等を単位とした「防災宣言」の推進や優れた防災活動に対する表彰制度について検討する。</p>	総務危機管理課
<p>○地震に対する事前の備え等について周知を図るため、住民向けにわかりやすい防災啓発資料を作成するとともに、地震ハザードマップを作成する。</p>	総務危機管理課
<p>○「自らの命は自らが守る」という自助の意識を醸成するため、こども園や小中学校などにおいて、毎年、命を守る訓練とあわせ地域の災害リスクや災害時にとるべき避難行動の理解促進等を図る防災教育を実施する。</p> <p>○防災教育を学校の実情に応じた実効性のあるものとするため、各学校の課題に応じた専門家、関係機関による指導を行うとともに、こども園保育教諭を対象とした研修講座等、防災に関する研修を実施する。</p>	健康こども課教育課
<p>要配慮者支援の推進</p> <p>○一人暮らしの高齢者や障がい者など避難行動要支援者の逃げ遅れを防ぐため、避難行動要支援者への支援に係るシステムの運用を行い、要支援者名簿を警察や消防機関等へ事前に提供する取組に加え、自治会や社会福祉協議会、ケアマネジャー等と連携した取組などの優良事例集を示すなどにより、避難支援を行う者や方法、避難場所、避難経路などを定めた個別計画策定を進める。</p>	総務危機管理課 福祉介護課
<p>防災人材の育成【重点施策】</p> <p>○防災士等の地域で活躍できる防災人材の育成を推進するとともに、育成した人材が自主防災組織等と連携を深めそれぞれの地域で活躍できる機会の創出を促進する。</p> <p>○町内防災士の組織化を目指し、令和2年度に設立した「輪之内町防災士連絡協議会」の加入防災士を増加させる。</p>	総務危機管理課
<p>○外国人向けの防災啓発講座を開催するとともに、地域で活躍できる外国人防災リーダーの育成を検討する。</p>	総務危機管理課

主な施策	担当課
防災情報通信システムの維持管理 ○町において防災行政無線（同報系・移動系）を整備しており、引き続き災害時において確実に運用できるよう維持管理を行う。	総務危機管理課
総合的な水害対策の推進（再掲）【重点施策】 ※計画 37 ページ 「（1－2）集中豪雨による市街地や地域等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生（防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）」に記載のとおり。	総務危機管理課
情報収集手段の多様化 ○平成 30 年 7 月豪雨では、立ち入りが困難な場所において被災状況の把握などにドローンの活用が有効であったことから、目視確認が困難な施設の調査等においてもドローンを活用し、調査の効率化と安全性の向上を図る。	総務危機管理課

2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

（2－1）被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

主な施策	担当課
支援物資の供給等に係る防災拠点機能の強化 ○平成 30 年度に公表された内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査を踏まえ、災害発生時における円滑な運営が図られるよう県等と連携した実動訓練を実施する。 ○各協定締結団体と連携した輸送訓練の実施を検討し、必要に応じて物資の受援計画や広域物資輸送拠点の運営マニュアルを策定するとともに、必要な資機材を整備する。	総務危機管理課
支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化 ○生活必需物資や医療救護、緊急救援など災害時における応援協定を各分野で締結しており、引き続き新たな協定締結先の検討を進める。また、災害時において確実に活動できるよう、各協定締結団体と平時からの「顔の見える」関係を構築し、実践的な共同訓練を行う。	総務危機管理課

主な施策	担当課
<p>上下水道施設の耐震化の推進</p> <p>○町における水道施設については、更なる耐震化を促進する。既存の水道施設の耐震化への取組が遅れているため、水道施設における耐震化の現状を周知し、特に、医療機関及び避難所などの重要給水施設の敷設管路の耐震化を計画的・集中的に促進する。</p> <p>○上水道施設（取水施設・浄水施設・配水場）の被害により断水が発生した場合には、近隣の市町村と連携した給水車による応急給水体制を確保する。また、（公社）日本水道協会における被災時の応急復旧、応急給水の支援体制が円滑に実施されるよう必要な調整を行う。</p> <p>○下水道の地震対策は、汚水処理施設については耐震化されているものの、被災した際の被害を最小限に留めるため、関係機関との応援体制の確保、資材の備蓄、緊急時対応マニュアルに基づく防災訓練などのソフト対策を進める。また、下水道施設については、管路は耐震化されているがマンホールの浮上対策が行われていないため、避難所などの重要施設に接続される管路のマンホールの浮上対策（耐震化）を計画的に促進する。</p>	建設課
<p>非常用物資の備蓄促進</p> <p>○家庭等における備蓄について、最低3日分以上の備蓄が奨励されていることから、防災タウンミーティングや出前講座などの機会を通じ、自主的な備蓄の促進に向けた啓発に取り組むとともに、非常用物資の備蓄や、民間企業等と連携した備蓄体制の強化を促進する。</p>	総務危機管理課

（２－２）自衛隊、警察、消防等の被災や救援ルートの寸断等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足

主な施策	担当課
<p>災害対応力強化のための資機材整備</p> <p>○災害用装備資機材の配備増強、更新を図るとともに、更新された機器、新たに配備された機器について、職員の使用方法の習熟を図る。</p> <p>○大規模災害発生時に、消防団による人命救助、行方不明者の捜索等の救助活動が迅速かつ的確に行われるよう、救助活動用資機材の整備及び使用方法の習熟を図る。</p>	総務危機管理課
<p>救出救助に係る連携体制の強化</p> <p>○救出救助に係る関係機関の連携体制を強化するため、自衛隊、警察、消防等の関係機関及び民間事業者等が相互に連携した実践的な救出救助訓練を実施する。</p>	総務危機管理課

主な施策	担当課
<p>消防団員、水防団員等人材の確保・育成</p> <p>○消防団員の確保環境が一段と厳しさを増している中、消防団、企業等の意見を踏まえながら効果的な確保対策を検討するとともに、基本団員の確保に加え、大規模災害団員をはじめとした機能別消防団員の拡充、消防職団員 0B や女性、学生、外国人など多様な人材の活用などの方策を推進する。また、消防団員の処遇改善を進める。</p>	<p>総務危機 管理課</p>

(2-3) 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

主な施策	担当課
<p>社会福祉施設等におけるエネルギー確保</p> <p>○社会福祉施設等の非常用自家発電設備の整備を促すとともに、最低3日間分の食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄を行うよう促す。</p>	<p>総務危機 管理課 健康こども課 福祉介護課</p>
<p>社会福祉施設等への支援</p> <p>○災害時の福祉・介護分野における人材派遣等、広域的な緊急支援について、町内の福祉団体、有識者、行政関係者間で検討し、支援体制の整備を図る。</p>	<p>総務危機 管理課 福祉介護課</p>
<p>○社会福祉施設等の防災体制の整備と応援協力体制の確立について、今後とも現状にあわせた防災計画の見直しや BCP 策定、連携体制の強化に努めるよう支援・指導する。</p>	<p>総務危機 管理課</p>

(2-4) 長期にわたる劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生

主な施策	担当課
<p>避難所環境の充実</p> <p>○要配慮者が安心して避難生活を送れるようにするため、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や「スフィア基準」の考え方に加え、大規模災害時の教訓等も踏まえ、輪之内町避難所運営マニュアルの適宜見直しを行う。</p> <p>○避難所の運営が円滑に行われるよう、平時から自主防災組織や町内防災士等を対象に避難所設置訓練を行い、「共助」の取組を推進する。</p>	<p>総務危機管理課</p>

主な施策	担当課
○避難所における防犯体制の確保や、感染症の発生・蔓延を防ぐための衛生・防疫体制の整備を図る。	総務危機管理課 健康こども課 (保健センター)
○ペット同行避難者の受入れに係る規定の整備や避難所運営訓練の実施促進を図る。	総務危機管理課 住民環境課
<p>避難所の防災機能・生活環境の向上</p> <p>○避難所を安心して利用できるよう災害特性に応じた配置状況の点検、耐震対策、非常用電源設備や備蓄倉庫の整備など防災機能の強化を促進する。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策をはじめ乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等の多様な利用者に配慮した環境整備を促進する。</p>	総務危機管理課
<p>福祉避難所の運営体制確保</p> <p>○町において福祉避難所が指定されているが、地域における指定箇所、福祉避難所運営マニュアル等の策定や訓練の実施について充実・強化を図る。</p>	総務危機管理課
<p>災害時健康管理体制の整備</p> <p>○発災初動における保健所と町の役割分担、関係機関等との連携体制について、具体的行動レベルでの共有・イメージ化など、平常時の準備の充実を図るべく、平時から関係機関等と連携した健康管理体制を構築する。</p>	総務危機管理課 健康こども課 (保健センター)
<p>被災住宅への支援</p> <p>○被災住宅からの土砂撤去、屋根等の応急修理について災害ボランティア等との連携を強化するとともに、被害の状況に応じて災害救助法、被災者生活再建支援法や県の被災者生活・住宅再建支援制度を速やかに適用し被災者の生活再建を支援する。また、町における被災者支援システムの運用を通じて被害認定調査と罹災証明書発行業務を迅速に行う。</p>	総務危機管理課
○被災住宅から撤去された土砂を含んだ災害廃棄物や市街地から撤去された土砂等について、国の助成制度の活用による円滑な運搬、分別処理体制の確保を図る。	総務危機管理課 住民環境課
<p>応急住宅の円滑かつ迅速な供給</p> <p>○建設型応急住宅については、県と連携し必要戸数分の建設可能用地の確保及び供給能力等の把握をすることや、木造応急住宅の建設訓</p>	総務危機管理課

主な施策	担当課
<p>練を実施し、災害後の迅速な建設体制を整備する。賃貸型応急住宅については、円滑に提供できるよう、マニュアルを整備し制度の周知と実施体制の強化を図る。</p>	

(2-5) 想定を超える大量の避難者や帰宅困難者の発生、混乱

主な施策	担当課
<p>非常用物資の備蓄促進（再掲） ※計画 42 ページ 「(2-1) 被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止」に記載のとおり。</p>	総務危機管理課
<p>帰宅困難者対策の推進 ○平時から企業等の協力により従業員に周知するよう働きかけるとともに、BCP の策定の支援等を通じて、帰宅困難になった従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことや、必要な物資の備蓄等を促す。 また、地図やラジオによる情報提供の支援等が受けられるよう町内のコンビニエンスストアとの協定締結を等により、帰宅困難者を支援する。</p>	総務危機管理課

(2-6) 大規模な自然災害と感染症との同時発生

主な施策	担当課
<p>避難所環境の充実（再掲） ※計画 43 ページ 「(2-4) 長期にわたる劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生」に記載のとおり。</p>	総務危機管理課 他

3. 必要不可欠な行政機能を確保する

(3-1) 職員・施設等の被災、受援体制の不備による行政機能の大幅な低下

主な施策	担当課
<p>災害初動対応力の強化/情報収集や被災者支援等に向けた災害対応策等の高度化 ○総合防災訓練において県と連携した訓練を実施する。 ○罹災証明書発行業務など応急復旧業務に従事する職員について、平時から研修・訓練を行う。</p>	総務危機管理課

主な施策	担当課
<p>○大規模災害発生時に、県等に対し円滑に職員の応援要請が行えるような体制づくりについて検討する。</p> <p>○災害対応に従事する町職員の対応力を高めるため、ドローンや情報連絡員用タブレットなど新たな資機材の導入を検討するとともに、その活用方法の確認を含めた訓練または研修を実施し、職員による操作手順の習熟を図ることで、被災状況を早期に把握できる体制を確保する。</p>	
<p>切れ目のない被災者生活再建支援</p> <p>○町において各種支援施策、支援窓口（民間ボランティアやNPO等を含む）、具体的な手続き方法、留意点などを盛り込んだガイドブックの作成やワンストップ窓口の設置などにより、被災者が被災直後から生活再建に至るまでの各フェーズに応じた切れ目のない支援が受けられる取組を促進する。</p> <p>○災害発生時の被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度の実施に必要な罹災証明書の交付の円滑化を図るため、住家被害調査員育成研修へ参加する。</p>	総務危機管理課
<p>庁舎等の防災拠点機能の確保</p> <p>○災害対応の中核拠点として機能できるよう、庁舎の防災拠点機能を強化する。</p>	総務危機管理課
<p>業務継続体制の整備</p> <p>○被災時に備え、非常時優先業務の選定、職員の安否・参集状況の確認体制等について、引き続き維持する。</p>	総務危機管理課
<p>情報システム部門の業務継続体制の整備</p> <p>○情報システム部門の業務継続計画の実効性を高めていくため、継続的に周知、訓練、スキルアップを行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるよう点検を行う。また、高可用性を求める情報システムについては、外部データセンターやクラウドサービスの利用を図る。</p>	総務危機管理課 企画財政 商工課
<p>住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化（再掲）【重点施策】</p> <p>※計画 38 ページ 「（1－3）避難行動に必要な情報が適切に住民及び観光客等に提供されないことや情報伝達の不備、悪質な虚偽情報の発信等による人的被害の発生」に記載のとおり。</p>	総務危機管理課 他
<p>避難所環境の充実（再掲）</p> <p>※計画 43 ページ 「（2－4）長期にわたる劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生」に記載のとおり。</p>	総務危機管理課

主な施策	担当課
情報収集や被災者支援等に向けた災害対応策等の高度化 ○被災者の生活再建に必要な罹災証明書の迅速かつ効率的な発行も含め、被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施できるよう、マイナンバーカードを使用したシステムや専用アプリの活用について、導入に向けた調査・研究を推進する。	総務危機管理課
受援体制・広域連携の強化 ○災害時の広域応援体制の強化や広域避難の検討、帰宅困難者対策など広域的に取り組むべき課題について、県、県内市町村等との連携の強化を図る。	総務危機管理課

4. 生活・経済活動を機能不全に陥らせない

(4-1) サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる観光経済等への影響

主な施策	担当課
事業継続体制の構築に向けた支援 ○町内企業のBCP策定支援や中小企業等が策定する「事業継続力強化計画」の策定支援を行い、企業等の災害への対策強化を推進する。 ○企業内へのBCP定着を推進するため、BCP策定後の事業者を対象とした運用後のフォローアップを行う。	総務危機管理課 企画財政 商工課
観光地等の風評被害防止対策の推進 ○大規模災害発生時には、被災していない地域まで被災しているとの風評被害が発生する可能性があることから、国内外に正確な情報を発信するとともに、タイミングを見極めながらプロモーション支援等の適切な対応を実施する。	総務危機管理課

(4-2) 高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

主な施策	担当課
有害物質対策の検討 ○アスベストや化学物質等の有害物質の飛散・流出対策については、大規模災害発生時に迅速な対応をするための課題を整理・検討する。	総務危機管理課 住民環境課

(4-3) 食料や物資の供給の途絶、分配体制の不備等に伴う、住民生活・社会経済活動への甚大な影響	
主な施策	担当課
災害時における食料供給体制の確保 ○災害時に必要な食料等生活必需物資の調達や米の備蓄及び迅速な供給について、民間企業等と連携し、体制の維持を図る。	総務危機管理課
農業水利施設の老朽化対策 ○安定した食料供給に向け、引き続き基幹的農業水利施設の長期的な施設機能の確保に向けた保全計画を策定した。それに基づき計画的に維持補修を進める。	建設課 農業振興課

(4-4) 農地や生態系等の被害に伴う土地の荒廃・多面的機能の低下	
主な施策	担当課
農地・農業水利施設等の適切な保全管理 ○農地が有する保水効果などの国土保全機能を維持するため、担い手の育成や継続的な営農活動を行う集落等を支援するとともに、地域の活動組織が主体となった農地や農業水利施設等を保全管理する取組を支援する。	農業振興課
都市農村交流の推進 ○都市農村交流の推進を図るため、地域間連携やグリーン・ツーリズム実践者の受入体制の強化、関係機関との連携など、民間ならではの新たな取組がより一層行われるよう支援する。	農業振興課

5. 情報通信サービス、電力・燃料等ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

(5-1) ライフライン（電気、ガス、石油、上下水道等）の長期間・大規模にわたる機能停止	
主な施策	担当課
総合的な大規模停電対策の推進 ○暴風等に伴う倒木による停電発生を未然に防止するため、町、電気事業者及び県関係部局が連携して事業計画を作成し、危険樹木の事前伐採を効果的かつ効率的に推進する。	総務危機管理課 建設課
○町（避難所を含む）、医療機関や社会福祉施設等が備蓄・保有する非常用発電機の数量、規格、燃料補給体制などについて総点検を行うとともに、	総務危機管理課

主な施策	担当課
<p>電源車や非常用発電機の配備、燃料の供給に関する電気事業者、災害時協定締結団体等との連携を強化し、停電が長期化した際にも代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを整備する。</p> <p>○平時からの電気事業者とのホットラインなど「顔の見える」関係を構築するとともに、停電発生に備えた県災害対策本部への情報連絡員の派遣、早期復旧を図るための被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画の共有及び連携方策、電源車の配備等について、電気事業者との協定締結により連携・協力体制を強化する。</p> <p>○自動車メーカー・販売店との協定を締結し、停電時における電源確保方策の一環として電気自動車等の活用を図るとともに、情報通信事業者との連携により公共施設や避難所における携帯電話等充電用資機材を確保する。</p> <p>○停電時の住民の不安や混乱を軽減するため、電気事業者、県、町は、相互に連携して多様な情報伝達手段を活用してきめ細かな情報発信を行う。</p>	建設課
<p>上下水道施設の耐震化の推進（再掲）</p> <p>※計画 42 ページ 「(2-1) 被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止」に記載のとおり。</p>	建設課
<p>下水道における業務継続体制の整備</p> <p>○大規模地震発生後に必要な業務を的確に行うため、平成 28 年熊本地震を受けて改訂された下水道 BCP 策定マニュアル等を踏まえ、下水道 BCP のブラッシュアップを促進する。</p>	建設課
<p>運輸・交通事業者の災害対応力強化</p> <p>○広域的な緊急輸送等を確保すべく、町と事業者団体等との間で、緊急・救援輸送に関する協定を締結し、大規模災害時における緊急・救援輸送への対応や早急な運行再開が図られるよう取組を進める。</p>	総務危機管理課
<p>道路啓開の迅速な実施（再掲）</p> <p>※計画 37 ページ 「(1-1) 巨大地震による住宅・建築物の複合的・大規模倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生」に記載のとおり。</p>	総務危機管理課 他
<p>情報通信事業者の災害対応力強化</p> <p>○災害時に備え、避難施設等及び帰宅困難者の一時避難場所等における早期通信手段確保のための特設公衆電話の事前設置を県と調整・連携の上、引き続き計画的に推進する。</p>	総務危機管理課

主な施策	担当課
○災害時の通信途絶を迅速に復旧するため、平時から「顔の見える」関係を構築し、被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画を共有するなど、県や関係機関との連携体制の強化を図る。	
ガス事業者の災害対応力強化 ○災害時にガス供給を迅速に復旧するため、平時から「顔の見える」関係を構築し、被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画を共有するなど、県や関係機関との連携体制の強化を図る。 ※平成 24 年に岐阜県 LP ガス協会西濃支部と「災害時における LP ガスの供給に関する協定」締結済み	総務危機管理課

(5-2) 幹線道路が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響

主な施策	担当課
緊急輸送道路ネットワークの確保【重点施策】 ○広域かつ大規模な災害の際に道路インフラの被災により医療施設や広域防災拠点、町役場等へ到達できず、救助・救急活動や災害対応に支障が生じる事態を回避するため、引き続き緊急輸送道路ネットワーク上の道路整備、橋梁耐震対策等の整備を着実に進めていく。 ○新養老大橋（仮称）の架橋を促進し、東海環状自動車道養老 IC と南濃大橋を直結する広域的な代替ルートとしての機能を確保する。 ○災害発生後においても地域社会・経済が迅速に再建・回復できるよう、各地域の復旧・復興に必要な道路として、主要な骨格幹線道路ネットワークの整備や緊急輸送道路ネットワークを確保する。	建設課
道路施設の維持管理 ○高度経済成長期以降に整備した橋梁などの道路施設の高齢化が進行していることから、「岐阜県道路施設維持管理指針」に基づき、引き続き計画的な点検をする。 平成 26 年度実施した路面液状調査結果及び令和元年度に策定した橋梁長寿命化計画に基づき、道路（21005 号線ほか道路舗装補修）・橋梁の補修等を実施する。	建設課
運輸・交通事業者の災害対応力強化（再掲） ※計画 50 ページ 「(5-1) ライフライン（電気、ガス、石油、上下水道等）の長期間・大規模にわたる機能停止」に記載のとおり。	総務危機管理課

6. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

(6-1) 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

主な施策	担当課
<p>災害廃棄物対策の推進</p> <p>○災害廃棄物の迅速な処理を行うため、災害発生直後の速やかな仮置場の設営及び管理、県及び県内市町村等との連絡調整など、災害を想定した演習及び研修会を実施するほか、国や近隣県との広域的な連携・応援体制を相互に確認する訓練等に参加することで、町の災害廃棄物処理計画の実効性を確保し、災害廃棄物処理体制の強化を図る。</p>	住民環境課
<p>有害物質対策の検討（再掲）</p> <p>※計画 48 ページ 「(4-2) 高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出」に記載のとおり。</p>	総務危機管理課 他
<p>河川に流出したごみ等の撤去</p> <p>○河積を阻害している流木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図る取組にあわせて、災害発生時に流出したごみを適正に撤去・処分するなどにより河川環境の保全を図る。</p>	建設課 住民環境課

(6-2) 災害対応・復旧復興を支える人材等（消防団員、専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等による復旧・復興の大幅な遅れ

主な施策	担当課
<p>災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成</p> <p>○大規模災害発生時に行政、社会福祉協議会、NPO・災害ボランティア団体等が連携・協働していくための情報共有会議を設置し、ボランティアの受入体制を整備するため、平時から市町村及び市町村社会福祉協議会を含めた関係機関との意見交換や研修・訓練などを通じて、「顔の見える」関係づくりを進め、多様な主体との連携・協働を図る。</p> <p>○大規模災害時における迅速かつ継続的な支援に備えるため、災害ボランティアセンターの運営支援などを担う災害ボランティア支援職員を養成する。</p>	総務危機管理課 福祉介護課
<p>防災人材の育成（再掲）【重点施策】</p> <p>※計画 40 ページ 「(1-3) 避難行動に必要な情報が適切に住民及び観光客等に提供されないことや情報伝達の不備、悪質な虚偽情報の発信等による人的被害の発生」に記載のとおり。</p>	総務危機管理課

主な施策	担当課
<p>建設業の担い手育成・確保</p> <p>○地域の復旧・復興の中心となる建設業を担う人材の育成・確保を図るため、施工時期の平準化、週休2日制の導入や現場環境の改善等を進めるほか、ICTの活用による生産性向上等により魅力ある労働環境を整備し、あわせて技術力・生産性向上を目的とした研修、現場見学会など担い手確保につながる魅力発信等を行うことで、将来にわたって希望と誇りを持てる建設業の確立を支援する。</p>	建設課
<p>消防団員、水防団員等人材の確保・育成（再掲）</p> <p>※計画43ページ「(2-2)自衛隊、警察、消防等の被災や救援ルート寸断等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足」に記載のとおり。</p>	総務危機管理課
<p>コミュニティ活動の担い手養成【重点施策】</p> <p>○災害時に「共助」の力を発揮するためにも、平時からのコミュニティの活力維持を図る必要があることから、県と連携し、地域毎の状況や地域の抱える課題に即した講座を実施し、地域づくり活動を実践できる人材を養成する。</p> <p>○地域のコミュニティでの様々な活動と防災活動を組み合わせること等により、災害による被害を予防し、軽減するための自主防災組織の育成・活動を促進する。</p>	総務危機管理課

(6-3) 公共施設の損壊や広域的地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ

主な施策	担当課
<p>河川構造物の耐震化（再掲）</p> <p>※計画38ページ「(1-2)集中豪雨による市街地や地域等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生（防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）」に記載のとおり</p>	総務危機管理課 他

(6-4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊、地域産業の担い手の長期避難等による有形・無形の文化の衰退・喪失

主な施策	担当課
<p>文化財の保護対策の推進</p> <p>○地域の文化財を適切に保存し後世へ継承するため、防災・防犯対策の徹底、大規模災害に備えた老朽化対策や、耐震調査・耐震補強等への支援、</p>	教育課

主な施策	担当課
また、後世への継承や資料の一元管理を図るため、文化財の資料・写真などをデジタルデータとして収集しアーカイブ化を進める。	
農地・農業水利施設等の適切な保全管理（再掲） ※計画 48 ページ「(4-4) 農地や生態系等の被害に伴う土地の荒廃・多面的機能の低下」に記載のとおり。	農業振興課

(6-5) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

主な施策	担当課
応急住宅の円滑かつ迅速な供給（再掲） ※計画 44 ページ「(2-4) 長期にわたる劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生」に記載のとおり	総務危機管理課

(6-6) 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

主な施策	担当課
復興事前準備・事前復興の推進 ○被災後には早期の復興まちづくりが求められることから、地域の特性に応じた復興事前準備に取り組み、復興まちづくりを計画的に進めることができるようにする。 ○大規模災害からの復興に際して必要となる各種手続き等について、実際の運用事例やその判断基準を整理し、災害復旧を効率的・効果的に行うための取組・手順等について、事前に整理検討する。	総務危機管理課

7. 救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象が広域的かつ同時に発生した場合や複合災害が発生した場合でも被害を最小限に抑える

(7-1) 救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象の複数かつ同時の発生により、対応が後手に回り、防げる被害が防げない事態

主な施策	担当課
庁舎等の防災拠点機能の確保（再掲） ※計画 46 ページ「(3-1) 職員・施設等の被災、受援体制の不備による行政機能の大幅な低下」に記載のとおり。	総務危機管理課

主な施策	担当課
災害初動対応力の強化/情報収集や被災者支援等に向けた災害対応策等の高度化（再掲） ※計画 45 ページ 「(3-1) 職員・施設等の被災、受援体制の不備による行政機能の大幅な低下」に記載のとおり。	総務危機管理課
災害から命を守る啓発運動の推進 ○町民総ぐるみで「自助」や「互助」、「共助」の力を最大限に発揮できるようにするためには、適宜、アンケート調査等の実施により、防災意識・知識の理解度も確認しながら、「過去の災害を知る防災教育の実施」「ハザードマップの周知」「地域の防災訓練への参加促進」などといった様々な取組を推進することが重要となる。このため、町だけでなく県や消防、警察、自衛隊、医療、福祉などの防災に関わる全ての関係機関が連携し、令和6年能登半島地震での支援経験等も活かした実効性のある啓発運動となるよう、関係者一丸となって取り組む。	総務危機管理課
受援体制・広域連携の強化（再掲） ※計画 47 ページ 「(3-1) 職員・施設等の被災、受援体制の不備による行政機能の大幅な低下」に記載のとおり。	総務危機管理課

(7-2) 地震後の豪雨災害や地震後の原子力災害といった複合災害により、多数の逃げ遅れや死傷者の発生、対応する職員や物資等の不足、生活基盤となるインフラ復旧の大幅な遅れなどの被害が甚大化・拡大化する事態

主な施策	担当課
総合的な大規模停電対策の推進（再掲） ※計画 49 ページ 「(5-1) ライフライン（電気、ガス、石油、上下水道等）の長期間・大規模にわたる機能停止」に記載のとおり。	総務危機管理課
情報通信事業者の災害対応力強化（再掲） ※計画 50 ページ 「(5-1) ライフライン（電気、ガス、石油、上下水道等）の長期間・大規模にわたる機能停止」に記載のとおり。	総務危機管理課
河川構造物の耐震化（再掲） ※計画 38 ページ 「(1-2) 集中豪雨による市街地や地域等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生（防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）」に記載のとおり。	総務危機管理課 他

主な施策	担当課
<p>原子力災害対策の推進</p> <p>○放射性物質が環境へ放出された場合、UPZ 及び UPZ 外においては、緊急時の環境放射線モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベルと照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。</p>	<p>総務危機 管理課</p>
<p>応急住宅の円滑かつ迅速な供給（再掲）</p> <p>※計画 44 ページ 「(2-4) 長期にわたる劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生」に記載のとおり。</p>	<p>総務危機 管理課</p>

輪之内町国土強靱化地域計画
資料編

令和3年3月作成

令和8年3月修正

発行：輪之内町役場 総務危機管理課

〒503-0292 岐阜県安八郡輪之内町四郷 2530-1

電話：0584-69-3111 F A X：0584-69-3119